

## 第1回古平町議会定例会 第1号

平成27年3月4日（水曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 平成27年度町政執行方針並びに教育行政執行方針
- 5 議案第6号 平成27年度古平町一般会計予算
- 6 議案第7号 平成27年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 7 議案第8号 平成27年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 8 議案第9号 平成27年度古平町簡易水道事業特別会計予算
- 9 議案第10号 平成27年度古平町公共下水道事業特別会計予算
- 10 議案第11号 平成27年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算

### ○出席議員（9名）

議長10番	逢見輝統君	2番	岩間修身君
3番	中村光広君	4番	本間鉄男君
5番	堀清君	6番	高野俊和君
7番	木村輔宏君	8番	真貝政昭君
9番	工藤澄男君		

### ○欠席議員（0名）

### ○出席説明員

町長	本間順司君
副町長	田口博久君
教育長	成田昭彦君
総務課長	小玉正司君
会計管理者	白岩豊君
財政課長	三浦史洋君
民生課長	和泉康子君
保健福祉課長	佐藤昌紀君
産業課長	村上豊君
建設水道課長	本間好晴君

幼児センター所長	宮 田 誠 市 君
教 育 次 長	佐々木 容 子 君
総 務 係 長	高 野 龍 治 君
財 政 係 長	人 見 完 至 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	藤 田 克 禎 君
議事係長兼総務係長	中 村 貴 人 君

開会 午前 9時59分

○議会事務局長（藤田克禎君） それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員9名が出席されております。

説明員は、町長以下14名の出席でございます。

以上でございます。

#### ◎開会の宣告

○議長（逢見輝統君） おはようございます。

ただいま事務局長報告のとおり9名の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

ただいまから平成27年第1回古平町議会定例会を開会いたします。

#### ◎開議の宣告

○議長（逢見輝統君） 直ちに本日の会議を開きます。

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（逢見輝統君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、7番、木村議員及び8番、真貝議員のご兩名をご指名いたします。

#### ◎議会運営委員長報告

○議長（逢見輝統君） ここで、去る2月27日に開催されました議会運営委員会での協議事項を議会運営委員長より報告していただきたいと思っております。

○議会運営委員長（真貝政昭君） それでは、私のほうから、去る2月27日開催されました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日3月4日から12日までの9日間とするものです。3月10日、11日は、予算審査特別委員会開催のため休会といたします。なお、5日に予定の議案第12号以降が5日で審議を終えたときは6日は議決をもって休会とし、日程を繰り上げないものといたします。

次に、議事の進行でございますが、初めに新年度予算の審議から説明申し上げます。新年度予算につきましては、各会計の提案理由の説明が終わり次第全員による予算審査特別委員会を設置しまして、これに付託し、審議することにいたします。予算審査特別委員会の審議方法でございますが、一般会計の歳入につきましては3款程度に分けて、また歳出は款ごとに区切って質疑を行います。特別会計につきましては、歳入歳出一括で質疑を行います。また、一般会計につきましては、歳入及び歳出の質疑が終結した後再度歳入歳出一括で質疑を許すものとします。ただし、質問件数は2件までとします。質疑は、一問一答で継続して質問し、ほかの人に移ったときは再質問はできないこととなります。委員会では討論を省略することにします。また、採決については、全会計一括で

採決する運びといたします。本会議での質疑につきましては、議員全員で構成されます特別委員会で質疑を行いますので、省略いたします。また、討論、採決については、各会計ごとに行うことといたします。

次に、総括質問についてご説明いたします。総括質問は、一問一答形式で継続して質問を行い、ほかの人に移ったときは再質問できないこととなります。また、総括質問は基本的に町長に対する質問と教育長に対する質問を分けて許可しておりますが、双方関連する質問の場合は議長が状況を見て許可するものとします。なお、総括質問で質問される方は、町長に対する質問が終わりましたら続けて教育長に対する質問を行うこととし、町長と教育長に対する質問と答弁を合わせて30分をめどといたします。質問が25分の経過後は、目安として議長席に黄色の目印を立てます。

それから、予算審査特別委員会と総括質問は一問一答で行いますが、一問一答でありながら一度に数項目にわたって質問をする傾向が共通して見受けられます。質問項目に関連性がある場合を除き、一問一答の原則を守っていただきますようお願い申し上げます。

次に、一般質問についてご説明いたします。一般質問は、一問一答方式で行います。質問回数は1件3回で、質問ごとに質問、答弁、再質問、再答弁、再々質問、再々答弁というように繰り返し行ってください。議長と予算審査特別委員長におかれましても、その点よろしくご配慮いただきたいと思っております。

次に、2件ほど上がっております陳情につきましては、本会議で採択の上、本定例会中に意見書を提出する運びといたします。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます委員長報告を終わります。

○議長（逢見輝統君） 議会運営委員長の報告を終わります。

### ◎日程第2 会期の決定

○議長（逢見輝統君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月4日から3月12日までの9日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日3月4日から3月12日までの9日間に決定いたしました。

お諮りします。3月10日と11日は、予算審査特別委員会開催のため休会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、3月10日、11日は休会とすることに決定いたしました。

### ◎日程第3 諸般の報告

○議長（逢見輝統君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、平成27年第1回後志広域連合議会定例会結果の1件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもってかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 平成27年度町政執行方針並びに教育行政執行方針

○議長（逢見輝統君） それでは、日程第4、平成27年度町政執行方針並びに教育行政執行方針に入ります。

最初に、平成27年度町政執行方針について。

○町長（本間順司君） おはようございます。

本日、平成27年第1回古平町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には時節柄何かとご多用の中、差し繰りご参集をいただきまして心から厚く御礼を申し上げます。

今冬は北陸・東北の日本海で発生した低気圧や太平洋沿岸で発生した低気圧が発達しながら北上し、本道の東海上で合体して爆弾低気圧となり、典型的な冬型の気圧配置を形成しながら猛威を振るい、ときには本州太平洋側の南岸低気圧に向かって寒気が流れ込み、列島全体が冷蔵庫状態になることもたびたびであります。しかし、北海道の冬も気温そのものは高目の傾向となって湿り雪が多く、だんだんと北陸・東北型に変わってきたのではないかと温暖化を感じざるを得ないのでありますが、雪の降り方とは余り比例しないようで本町も5年連続の大雪となり、除雪経費もかさんで先般予算の増額をお願いしたところ、先月中旬から続いている暖気によって雪解けも順調に進んでいることから、少し安堵いたしております。

それでは、第1回定例会でございますので、恒例によりまして私の町政に対する所信と執行に関する方針を申し述べさせていただきますと存じます。しばらくの間お聞き取りを願い、町行政の推進に対しまして特段のご理解と格別のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

I 初めに

発生から間もなく丸4年の歳月を迎えようとしている東日本大震災であります。まだまだ復興の足取りが鈍い中で日本列島は今、「地方創生」という大合唱が沸き起こっており、何となく大震災の影が薄くなりつつあるのではないかと危惧しているところであります。

昨年5月、人口減少を起因として将来的に消滅する可能性がある自治体名が公表されたことにより、国内では強いインパクトとなって波紋が拡散したところであります。以前から人口減少問題を研究してきたところと言わずもがなの中、安倍総理は、3本の矢によるアベノミクス効果が消費増税8%の影響などによって地方にまで及んでいない状況を鑑み、消費増税10%の先送りの方針を打ち出し、昨年暮れ突然の解散総選挙に踏み切ったのであります。結果として政権与党の圧勝に終わり、第3次安倍内閣が誕生して平成27年度の国の予算案がつくれ、現在、国会審議の真っ最中なのであります。

そのような中、過激派組織ISによる人質事件やつい先日の西川農水相の辞任、またぞろ近日、閣僚の「政治とカネ」の問題が浮上したことにより、年度内成立がほぼ絶望的となった新年度一般

会計予算案の総額は、96兆3,420億円と前年度当初比0.5%増となって3年連続で過去最大を更新し、歳入にあっては先ほど申し上げましたように、ことし10月に予定していた消費税の再増税は先送りするものの、景気回復によって所得税や法人税が大きく伸び、加えて昨年4月に8%まで引き上げた消費税も増加、税収が1991年のバブル経済期以来24年ぶりの高水準となり、前年度当初比9.0%増の54兆5,250億円を見込んだものであります。これにより、新たな借金となる国債の発行額は36兆8,630億円と5年連続で前年度当初を下回ることであり、「国債依存度」は38.3%に改善して6年ぶりに40%を割ったのであります。

一方、歳出面の政策に充てる経費としては、前年度当初比0.4%増の72兆8,912億円を計上し、うち社会保障費は高齢化による自然増や消費増税分を活用した子育て支援策の充実などで同3.3%増の31兆5,297億円、防衛費は沿岸監視や離島防衛を強化するために3年連続上積みされ、同2.0%増の4兆9,801億円を確保し、公共事業費については災害対策などに重きを置いたが、ほぼ横ばいの5兆9,711億円としております。また、地方交付税交付金については、地方税収が40兆円台に回復する見込みから7年ぶりに15兆円台に抑え、同3.8%減の15兆5,357億円としたものであります。

このように、借金に頼らずにどれだけ政策向け経費を賄えるかを示す「基礎的財政収支」の赤字額は、前年度当初から4兆円以上改善して13兆4,123億円となり、地方分を含めた赤字額のGDPに対する割合を2010年度より半減させる政府目標は達成できる見通しとなりましたが、社会保障費を中心に歳出が膨らむ構図は変わらず、経済成長と財政再建の両立は見通せないままなのであります。

次に、地方自治体の財政運営の指針となる地方財政計画については、去る1月12日に麻生財務大臣と高市総務大臣との閣僚折衝が行われて既に大枠の決着はついていたところでありますが、2月17日に閣議決定されたその財政規模については、対前年度比2.3%増の85兆2,710億円となり、歳入のうち地方税にあっては法人関係税や地方消費税の増加に伴い、同7.1%増の37兆4,919億円を見込み、特別会計からの支出を含めた出口ベースでの地方交付税は、同0.8%減の16兆7,548億円を確保したところであり、この結果、自治体が自由に使える一般財源の総額は、同2.0%増の61兆5,485億円で過去最高となったのであります。また歳出のうち、政策的経費などに充てる一般歳出は同2.3%増の69兆3,151億円となり、安倍政権の看板政策となる地方創生の推進に向けた「まち・ひと・しごと創生事業費」として、新たに1兆円を計上したところであります。

次に北海道開発予算であります。総額は前年度当初比1.3%増の5,412億円で防災や減災、あるいは老朽化、耐震化対策などの社会資本整備費が上積みされ、3年連続で前年度当初を上回ったところであり、一般公共事業費に当たる北海道開発事業費は同1.3%増の5,312億円となり、全国の一般公共事業費に占める割合である「北海道シェア」も前年度を0.1ポイント上回って9.0%となっております。

特に、第7期北海道総合開発計画を踏まえ、食や観光、環境・エネルギーなど北海道の特性を生かした事業に重点を置いているのでありますが、道路整備においても高規格幹線道路の整備や老朽化対策あるいは防雪対策など、さらには農林水産基盤整備や空港の耐震化など継続して実施する事業も増額されているのであります。

次に、道の平成27年度一般会計予算案の総額であります。4月に行われる統一地方選挙での知

事選を控え、継続事業中心の骨格予算として前年度当初比7%減の2兆5,290億円としたもので、歳入では税制改正に伴う税率の引き上げによる法人2税で前年度当初比18.8%の増、また昨年の消費税増税による地方消費税は同38.4%の増となり、道税収入全体は同10.1%増の5,696億円となって8年ぶりの10%超えとなっております。一方、地方交付税については税収が伸びたことにより同23%減の5,152億円となり、道債の発行額も骨格による歳出見合いで同9.2%減の5,736億円となったものであります。なお、歳出では北海道新幹線の開業などを見越した観光関連事業費や土砂災害警戒区域の指定に必要な基礎調査費など緊急を要するものを計上し、人件費については同0.1%減の6,439億円、公共事業を含む投資的経費は同23.6%減の2,324億円の骨格としたものであります。ただ、人口減少や経済対策のいわゆる地方創生対策推進費については、平成26年度の補正予算として計上いたしております。

ここで、本町に關係する平成27年度の国及び道の事業についての概要を申し上げるべきところですが、国も道もさまざまな弊害を考慮して事前公表を控える傾向にあり、昨年同様、公表できないとのことでありますのでご理解を賜りと存じます。ただ、道の事業であります古平川流下阻害解消工事及び丸山川砂防工事については、継続事業として実施されるものと思っております。

## II 予算編成方針について

続きまして、平成27年度予算の編成方針について申し上げます。

本町の平成25年度決算は、退職手当組合清算負担金などで特定目的基金2,200万円の取り崩しを行ったが、財政調整基金については前年度に引き続いて取り崩しをすることなく決算を了したところであり、結果、1億6,000万円の基金積み立てを行い、基金残高を対前年度比1億3,900万円増の13億900万円へ積み上げすることができました。また、実質収支では決算剰余金が1億1,400万円生じたことにより、前年度繰越金として平成26年度の歳入へ編入したところであります。これらについては、収入の大半を占める地方交付税が確保されたことに加え、第2次古平町行財政構造改革プランの実行効果が主な要因であります。平成26年度の普通交付税は前年比3,600万円の減となり、臨時財政対策債を含めた合計でも前年比4,200万円の減となったもので、国の地方交付税予算額の縮減に伴う基準財政需要額の減少に基づくものであります。なお、国の概算要求段階での平成27年度の地方交付税は、対前年マイナス5.0%と大幅な減少となっており、本町への影響額は約8,300万円の減と見込まれております。さらに、リーマンショックによる経済危機対策として平成21年度に導入された別枠加算を廃止する動きもあるため、今後の情勢によってはさらなる減額も見込まれるのであります。

財政の健全化を示す4つの指標は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づくもので、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の各比率を算出するものでありますが、平成25年度決算では早期健全化基準及び財政再生基準を下回る結果となっているものの、今後については古平小学校改築事業を含めた大型建設事業の公債費の影響を受け、各比率が徐々に上昇すると推測されるのであります。また、依然として地方交付税頼みで自主財源の乏しい本町にとっては、国の情勢一つでさらなる悪化も危惧されております。

本町の財政状況については、ここ数年、財政調整基金の取り崩しを行わず決算しているが、前段

でも述べたように地方交付税に大きく影響されることから、本質的な財政基盤の脆弱さは解消されたものではありません。このことから、今後も財政健全化の維持に努めるべく、「第2次古平町行財政構造改革プラン」を実行するものであります。当該プランの中期財政収支によると平成27年度から財政調整基金の取り崩しが想定され、今後はさらに限られた歳入で厳しい財政運営を強いられることから、第5次古平町総合計画及び多様化する事務事業の実行を勘案しつつ、最も効率的で効果的な行政運営が可能となるよう予算編成に取り組んだところであります。

その結果、平成27年度の一般会計と5特別会計の合計予算額は、43億500万円で対前年度比10.3%増となり、一般会計予算は公住の建設や診療所の購入費などで13.0%増の35億5,550万円に、また国保会計はほぼ前年度並みの2億100万円、後期高齢者医療特別会計はシステム改修費がなくなって11.7%減の6,350万円に、簡易水道事業特別会計につきましては、建設事業の増によって6.4%増の1億8,200万円に、また公共下水道事業特別会計は公債費の減で3.4%減の2億5,300万円に、そして介護保険サービス事業特別会計につきましては対象職員の入れかえによって人件費が伸び、8.1%増の5,050万円となったところであります。なお、一般会計から特別会計への繰出金の総額は、対前年度比5.6%増の3億2,900万円余りとなり、後期高齢者医療特別会計を除く全会計で増加し、特に公共下水道特別会計につきましては前年度同様、資本費平準化債の発行減によるものであります。

### III 産業振興施策について

「アベノミクス」による経済効果は、大企業や富裕層には株高と為替円安によって多大な恩恵を受けることとなったが、輸入に依存しなければならない資材価格等は高どまりで推移しており、漁業を含む地域経済ははまだ恩恵に浴しておらず、景気回復には時間を要しているのが現状であります。また、政府の1月の月例経済報告における道内の経済動向は「持ち直しの動きが鈍化している」と公表されており、個人消費については「持ち直しの動きに足踏み感がみられ」、生産活動は「横ばい傾向ながら弱い動きもみられる」とのこと、少しは景気回復に期待をするものであります。ただ、これは原油価格下落の影響もあっての動きでもあり、今後は緩やかに上昇していくとの見方があるが先行き不透明感もあります。2月12日の安倍総理の施政方針演説で強調された「地方創生」に期待するとともに、後ほどまた申し上げますが、本町としても地方版総合戦略の中で地域活性化につながるよう、創意工夫を凝らした施策を講ずる必要があるものであります。

昨年2月、水産加工業協同組合及び加盟6社の経営破綻が発覚し、本町産業の根幹を揺るがす一大事からはや1年が経過し、12月の行政報告でも申し上げましたように、現在2社が関係機関の支援や自助努力によって創業にこぎつけることができましたことは大変喜ばしく、ご支援・ご協力いただきました関係機関に対しまして心から感謝と御礼を申し上げます。さらにまた今年度においても昨年に引き続き、「がんばろう！ふるびら特別対策事業」として、本町の特産品のPRを図るべく物産展等の出店支援に取り組むとともに、観光や食の安全において関係機関と連携を密にしながら「まち」の振興を図ってまいりたい所存であります。

#### 1 漁業の振興について

本町地域における平成27年1月末の漁獲高は、数量では対前年比6%減の2,536トンでありましたが、金額では4%増の10億3,200万円となり、主要魚種の中のホッケやヒラメの水揚げ高が多かった

ことが主な要因であります。他方、より主要な魚種であるエビやタラの漁獲が大きく落ち込んでおりますが、魚価高に何とか救われているものの既にご承知のとおり、スケソウダラ漁獲可能量（TAC）違反について当該船の停泊命令が出されており、今後これらの影響も深刻なものと予想されるのであります。これに関しましては一昨日、積丹町長ともども振興局と道に赴いておわびと今後の相談をしてきたところでありましたが、水産庁としては古平町が属する日本海北部海域のスケソウダラの資源量が危機的な状況と判断し、本年11月からの27年度漁期の漁獲可能量を対前年度比4割の削減案を提示して現在調整が進められているところであり、本町はもちろんのこと地域経済への影響が懸念されております。本町としても道の「日本海漁業振興基本方針」に基づき、短期間で収入が期待できる即効性のある増養殖対策や他魚種への転換などを進めるとともに、今年度から道職員を派遣していただき、積丹町や漁協との連携を密にしながら効果的な日本海対策を講じてまいり所存であり、漁業者と一体となって再び浜の活気を呼び戻す強い決意であります。

先般、東しゃこたん漁協が建設を進めてまいりました製氷・貯氷施設が完成し、昨年4月1日に供用が開始された本町の荷さばき施設とあわせ、議員の皆様にもご参列をいただきながら落成記念式典を挙行いたしました。3月1日から新施設での氷の供給が開始されております。

また、今年度は荷さばき施設の背後用地の一部未舗装部分の舗装工事につきましても北海道開発局が行う予定となっております。名実ともに衛生管理型埠頭が完成することとなります。さらには、国の直轄事業として旧製氷施設前面の岸壁改良の積み残し分でありますマイナス4.0メートル岸壁の機能保全のための改良、及び斜路の補修が計画されております。

## 2 水産加工業の振興について

前述のとおり、昨年2月に発覚した水産加工協及び加盟6社の経営破綻は本町経済に大きな影響を及ぼしましたが、その後の就業支援や企業支援等については北海道を初め関係機関の協力を得ながら実施してきたところであり、その結果、雇用の面では130名の離職者のうち74名の方が再就職されたものの、高齢者の方々にあってはなかなか厳しい状況となっております。また、昨年10月、11月には2社が創業を開始し、小規模ながら年末の需要期に向けてどうやら間に合ったところでありますが、今月からは余市町の水産加工会社が本町での創業を始めようとしており、今後においても国の地域人づくり事業による雇用支援、あるいは町単独事業による起業支援のための雇用促進奨励金を活用しながら支援してまいりたいと考えております。なお、水産加工業の振興にとって重要な施設であります冷凍冷蔵施設の管理運営につきましても、先般の協議会でもご説明申し上げましたとおり最大限協力してまいりますとともに、製品のPRにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。さらには、破綻に関連する施設補助金返還の免責については、現在、最終段階にあることから、先月27日の上京の折に農水省農村振興局を訪問し、寛大な処置と迅速な処理をお願いしてきたところであります。

## 3 農業の振興について

国における農業政策において政府は、「農家の所得を増やす改革を進め、農協改革を断行する。」として全国農業協同組合中央会（JA全中）を一般社団法人に移行し、地域農協への指導・監査権を廃止することで、「意欲ある担い手と地域農協が力を合わせ、ブランド化等農業の未来を切り開

く」としているところであり、TPP交渉にあっては「最終局面で、いよいよ出口が見えてきた」として米国とともに交渉をリードし、早期の交渉妥結を目指しているのであります。また、新たな経営所得安定対策としては、行政による生産目標数量の配分見直しが進められ、需要に応じた生産を推進するために水田活用の支払交付金の充実、あるいは中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進、さらにはきめ細かい需要・価格情報、販売進歩・在庫情報の提供等の環境整備を進めようとしております。

こうした中、これが定着状況を見ながら平成30年産米を目途として、行政による生産目標の配分に頼ることなく、生産者や集荷業者あるいは団体が中心となり、円滑に需要に応じた生産が行えるよう取り進めることとしております。なお、昨年12月の定例会で平成26年産の米・水田利用交付金の総額を報告していましたが、その内訳につきましてもは米の直接支払交付金が113万5,500円（平成25年度236万5,500円）で、水田フル活用の直接支払交付金が1戸で142万6,270円（平成25年度2戸、207万3,998円）でありました。

#### 4 林業の振興について

林業関係では、森林環境保全整備事業（町有林下刈り）として今年度も基幹作業道泥ノ木線内の町有林（人工林）の0.2ヘクタールの下刈り整備を計画しており、毎年必要な下刈りを継続して実施してまいります。林道チョペタン線内の下刈り整備につきましては、木が成長したことによって平成26年度で終了いたしております。また、町有林の更新伐採につきましては昨年度開設しました林業専用道鼻垂石線内で5.0ヘクタールを実施することとしており、伐採立木は売り払いして町の歳入に計上予定であります。なお、植樹祭につきましては10月下旬、今年度は林業専用道鼻垂石線内での開催を予定しております。

次に、林道チョペタン線小規模林道整備事業（森林管理道環境工事）は、平成23年度から地域づくり総合交付金を活用しながら計画的にのり面整備（過年度滑落）を行っており、平成27年度は前年度の続きの箇所150平方メートルを簡易吹きつけ工で実施する予定であり、今後においても危険箇所の復旧に優先順位をつけ、毎年整備を進めていく考えであります。

#### 5 商工業の振興について

本町の経済は、漁業・水産加工業・建設業に大きく依存しているところではありますが、前述のとおり水産加工会社等の経営破綻によって大きなダメージを受けており、緊急対策としてプレミアム商品券の増額発行で対処したところ、全て販売することができました。商工会としては今年度も同額の発行を予定していることから、引き続き支援してまいりたいと考えております。

また、本町の活性化のためには、雇用の場を確保し、定住できる環境を整える必要がありますが、マルシェ的な生産者が販売できる環境整備や6次産業化など、若者たちを巻き込んだ形で起業支援などを検討してまいりたいと考えております。

#### 6 観光の振興について

昨年、商工会で公募した本町のマスコットキャラクター「ふるっぴ〜」は、今後、本町の活性化を図るためにさまざまな活用方法を検討しなければなりません。一日でも早く町民に浸透し、さらには町外への発信によってより多くの方に認知されるとともに、本町の知名度が向上することを

願っており、商工業者を初め各種団体の取り組みに対する支援をしてみたいと考えております。

次に、平成26年度末で指定管理の更新時期を迎えた各観光施設につきましては、先般議決いただきましたとおり従前と同様の業者に決定となりましたが、パークゴルフ場は26年度で若干の利用者の増加があり、さらに集客を図るべく知恵を出さなければと考えており、古平家族旅行村につきましてもパークゴルフ場と同じ指定管理者で、比較的利用者は安定しているものの施設そのものの年数が相当経過していることから、今後においても計画的な改修整備等が必要と考えております。

また、古平温泉しおかぜについても、利用者数はある程度平準化してきておりますが、電気料金の高騰や消費税率のアップなどによって厳しい運営を強いられており、「しおかぜ夏祭」などのイベントをさらに盛り上げながら集客に努めてまいります。なお、引き続き3施設との有機的な連携を図りながらさらなるサービス向上に努め、快適で利用しやすい観光施設を目指してまいります。

次に、東しゃこたん漁協主催の「漁協祭」も観光客に広く認知されるようになり、本町になくてはならないイベントの一つとなっておりますが、今年度において3～4回ほどの開催を予定しており、本町としても本イベントの成功に向けて引き続き支援協力体制をとってまいりたいと考えているところであり、NHK連ドラの「マッサン」は3月で放送終了となりますが、その効果はある程度持続するものと思っており、これからより暖くなる積丹半島へ足を延ばす観光客の増加を期待しながら、「漁協祭」や各観光施設への誘客を図るべく、ホームページ等でのPRに努めてまいります。

#### IV 生活環境施策について

この冬は、12月、1月と爆弾低気圧の発生件数が多くて除雪回数がかさみ、前半は多くの経費を要しましたが、2月中旬以降気温が高目に経過して春を思わせるような天候が続き、このままでいってほしいと思いつつも除雪業者のことも脳裏を走るのとあります。ちなみに2月末時点での降雪累計は前年度より21センチ少ない942センチで、積雪深も33センチ少ない122センチとなっております。

まず、道路環境の整備についてであります。相次ぐ電気料金の値上げなどもあり、経費の節減や地域の防犯対策上から、今年度も継続事業として防犯灯をLEDタイプに交換してまいることとし、橋梁の長寿命化計画にあります第2冷水橋と古平大橋の修繕工事を実施してまいります。また、除雪機械の更新事業としてはシャッターつきマルチプラウを装着した除雪ドーザー1台とスノーバケット1基の購入を予定しているところでもあります。なお、河川関係事業では小規模であります。沢江水路護岸整備事業として両岸15メートルを継続して実施してまいります。

次に住宅関係であります。平成25年度から27年度までの期間限定事業の住宅リフォーム支援事業につきましては、昨年度から所得制限を緩和したところであり、今年度も継続して実施してまいることとし、定住促進共同住宅建設補助金につきましては、平成27年度限りの事業として古平町の下水道供用区域内において、民間賃貸共同住宅を建設する法人または個人に対し、1LDKで戸当たり120万円、2LDKで戸当たり180万円を補助することとし、1,000万円を予算化したところでもあります。さらに今年度の目玉事業としては、清川団地建てかえ事業として2棟8戸の建設費を計上し、継続事業としては栄団地住戸改善事業4棟16戸の屋根修繕工事を予定しております。

次に、簡易水道事業の配水管布設がえ工事ではありますが、本町地区の老朽配水管Ｌイコール400メートルの更新工事と、水道メーター60個の更新をいずれも継続事業で予定しておりますが、新規事業として水管橋の塗装工事Ｌイコール30メートルを予定しております。また、下水道事業につきましては、下水道施設長寿命化計画を策定するべく事業費を計上したことと、汚水処理施設等の劣化状況調査費を計上いたしております。

次に、北しりべし廃棄物処理広域連合のごみ処理施設についてであります。去る2月9日に広域連合議会の第1回定例会が開催され、平成26年4月から12月までの9カ月間のごみ焼却施設の運転状況について報告があり、受け入れごみ量は3万1,995トンでおおむね前年度並みとのこととなりました。このうち本町の状況につきましては、前年同期と比較して33.6トン減少しており、6市町村に占める搬入量の構成比は0.01ポイント減の1.91%でほぼ前年並みとなっております。

平成25年4月に使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（通称：小型家電リサイクル法）が施行され、使用済み小型電子機器等に含まれるアルミ、貴金属、レアメタルなどが、リサイクルされずに埋め立てられていることでその対応が急務となったことから、本町においても平成27年度より小型家電リサイクル事業を実施する予定であります。収集する品目につきましては、家電リサイクル法の対象4品目（テレビ、冷凍・冷蔵庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機）以外の家電製品等（電話機、カメラ、電動ミシン等）で政令指定品目と特定対象品目がありますが、ほぼ全ての品目を回収する予定であり、回収方法といたしましてはボックス改修（3カ所）、ピックアップ回収、クリーンセンターへの持ち込み、イベント回収などを予定しており、廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用の観点から、使用済み小型電子機器の再資源化を促進するとともにごみの減量化に努めてまいります。また、第4回「街のこえ」で要望のあった粗大ごみの試験収集を10月に実施し、利用者のアンケート調査を行った結果、今後の事業展開が必要と判断したため、予算計上をいたしております。

## V 福祉施策について

国は消費税率の引き上げに伴い、低所得者に与える負担の影響に配慮する暫定的な措置として、平成26年度に引き続いて簡素な給付措置を実施することとし、平成27年度予算に1,693億円を計上しており、平成27年10月から平成28年9月の1年分の食料品支出額の増加分（3%アップ分）を参考に算出した額を、町民税非課税者には1人当たり6,000円の「臨時福祉給付金」を支給することとしておりますが、前回は高齢基礎年金あるいは児童扶養手当受給者にそれぞれ5,000円の加算措置があったものを今回は廃止しております。さらに児童手当受給者に対しましては「子育て世帯臨時特例給付金」として対象児童1人当たり3,000円を給付することとしており、前回との変更点は臨時福祉給付金対象者等も含まれることとされ、2つの給付金を受給することが可能となっております。国は平成27年度予算で587億円を計上しており、2つの給付金共通の変更点といたしましては、支給金額の減額で算出期間が1年半分から1年分となったこととあり、本町におきましても既に予算計上し、10月支給を目指しているところであります。

### 1 健康予防対策について。

当町の住民が安心して健康的な日常生活を送るために、妊婦健診や乳幼児健診を初め、住民セッ

ト健診、壮年期における特定健診などの各種健診事業、BCGやインフルエンザなどの各種予防接種事業の推進はこれまで同様に進めてまいり一方で、昨年度から新たに町単独事業として実施しておりますロタウイルスワクチンや、国の対象者基準を拡充して実施している高齢者肺炎球菌ワクチンについても、引き続き推進することとしております。

また、健診受診率向上対策として実施しております個別健診については、さらなる受診率向上を目指し、未受診者への個別勧奨の強化など他市町村での成功事例を積極的に取り入れて推進してまいります。

## 2 地域医療の確保対策について

町民に欠かすことのできない地域医療を確保するために、平成21年度から運営費補助を再開し、平成25年度より診療所の赤字相当額を財政支援してきているところであり、本年度においても継続して予算計上しているところでありますが、平成28年度からは町立診療所として地域医療を担う目的で、診療所施設及び附帯設備などを買収すべく予算を計上しておりますので事情ご理解賜りたいと存じます。なお、平成28年度からの町立診療所の指定管理による運営につきましても、先般の議員全員協議会において申し上げましたとおり、現在も引き続き医療法人等に対する誘致活動を行っているところでありますが、逐次交渉段階に応じて議員皆様方にご報告し、ご相談してまいりたいと考えておりますので、事情ご理解いただきご協力賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

## 3 介護保険事業について

第6期介護保険事業計画につきましては、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて高齢化が一層進展することに加え、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、さらには認知症高齢者の増加が見込まれることなどから、高齢者が可能な限り住みなれた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに即して医療・介護・予防・住まい及び自立した日常生活の支援が、包括的に確保される『地域包括ケア』を推進することがますます重要となっております。

後志広域連合に移行してからはや6年が経過しようとしておりますが、当初から懸案となっておりました保険料の均一賦課については、今年度から始まる第6期介護保険事業より統一することとなり、保険料の段階については国が示す標準段階である9段階を採用することとしております。

計画内容の概要につきましては、さきに開催された議員全員協議会においてご説明しているとおりでありますのでご了承願います。なお、保険料統一に伴う構成町村間におけるサービス資源の格差問題については、広域連合と構成各町村や町村間の連携を強化しながらサービスの質の向上と平準化に努めていくこととしております。

また、第6期計画では、新たな低所得者対策として公費負担による保険料軽減対策を予定しており、当該公費負担額の予算を計上しておりますことをご理解願います。

さらに、高齢者が認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で住み続けられる社会を目指し、現在、高齢者共同生活住居として運営されている「朝風」について、さきの議員全員協議会でご説明申し上げましたとおり、認知症対応型共同生活介護施設への転換を承認し、この転換に伴う補助金の返還について予算計上しておりますのでよろしくお願いを

申し上げます。

#### 4 障害者福祉の推進

平成24年6月に成立した障害者総合支援法は、その障害福祉サービスのあり方についての制度改革検討の成熟度にあわせながら、平成22年度から段階的に改革が進められてきたことに伴い、平成26年度から推進されたグループホーム・ケアホームの一体化により、公費負担においても段階的に増加している状況に加え、社会環境の変化や加齢に伴う就労環境の変化によって就労継続支援B型の利用者が増加し、障害福祉費の予算が伸びておりますことにご理解賜りたいと存じます。

#### 5 国民健康保険について

国民健康保険につきましては、後志広域連合に移行して7年目を迎えることとなり、平成26年度会計の状況につきましては、例年どおり国保会計の補正予算上程の際にご説明申し上げますが、平成24年度の黒字決算から一転して昨年を引き続き、6,770万円ほどの財源不足を生じ、一般会計からの財政支援繰り入れにより対処することとしております。これは、歳入における税収の減少と、歳出では後志広域連合負担金の増額によるもので、広域連合予算においては国庫支出金と前年度繰越金の減少がその要因となっております。

また、増加傾向にあった本町の医療費は平成22年度のピーク時以降減少に転じましたが、平成25年度より再び増加傾向となり、新年度においても引き続き、専門職員による特定健診受信勧奨など医療費の適正化及び適切な保健事業の推進、国保税収納対策の強化など、安全かつ持続可能な医療保険体制の確立に努めてまいり所存ではありますが、新年度の予算編成に当たっては4,180万円の財政支援繰入金を計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、乳幼児及び児童医療費の助成につきましては、平成25年度から医療費自己負担の無償化及び所得制限の撤廃をまいりました。子育て支援事業の一環としてさらに対象年齢を拡大し、現行の満15歳から満18歳としてその名称を「乳幼児及び児童医療費の助成」から「子ども医療費の助成」に改めて実施することといたしました。

詳細につきましては、条例の一部改正を上程の際にご説明申し上げますので、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

#### 6 児童福祉について

平成24年8月に公布された「子ども子育て支援法」につきましては部分的に施行されておりますが、本年4月からは全国一斉にスタートすることとなり、本町においても準備を進めているところであり、さきの議員全員協議会でもご説明申し上げましたとおり、この法律は消費税の引き上げによる恒久財源の確保を前提としながら、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とし、全国の市町村で平成27年4月からの5年間を期間とする「子ども・子育て支援計画」を策定することが定められております。本町におきましては、「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定された「古平町次世代育成行動計画」が平成26年度に最終年度を迎えたことから、子供の成長・子育て支援に関する総合的な計画である「次世代育成支援行動計画」と、幼児期における「学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画」である「子ども・子育て支援事業計画」を一体的にした「古平町子どもハートふるプラン」を策定しているところであり

ます。

## VI まちづくり・人づくりについて

平成23年度から32年度までの10年間を計画期間とし、「協働で創る住みよいやすらぎの郷、古平」をスローガンとした第5次古平町総合計画も、今年度が前期5年間の折り返しの年となりますが、この総合計画は10年間の基本構想、前期・後期5年ずつの基本計画、そして毎年ローリングする実施計画の3部構成となっております。基本計画では中間年の平成27年度と最終年の平成32年度における成果指標として、「住民満足度」と「事業進捗度」の数値目標を掲げており、現在、昨年12月に実施した住民アンケート調査をもとに当初計画数値との比較検討を行っているところであり、これを後期5カ年の基本計画に反映させ、今後のまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地域コミュニティの充実として総合計画にもうたっておりますが、老朽化の著しい各集会所の建てかえ計画について、今年度は周辺部より低いくぼ地で降雨時に濁流化する沖村川べりに立地し、洪水のおそれもある沖住民集会所の建てかえを予算に計上しております。

高齢化が進み限界集落とも言える沖地区ではありますが、地域コミュニティの中核的施設として、地域の各種行事や大雨、強風、停電時においても安心して集まれるよう、地域の方々の意見を取り入れて建設してまいりたいと考えております。

なお、人づくりにつきましては次に述べる地方総合戦略策定の中で改めて考えてまいりたいと思っております。

## VII 当面する諸課題について

平成25年3月に厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が発表した全国の地域別将来人口推計では、平成22年から平成52年の30年間に全国の総人口は16.2%減の1億727万6,000人に減少し、辛うじて1億人をキープするものの、65歳以上の高齢化率は23%から36%に上昇し、札幌市に一極集中している北海道の人口減少率は23.9%で全国平均を大きく上回り、高齢化率は40.7%まで上昇すると予想されております。本町の場合は、昭和30年国勢調査の1万73人をピークとして平成22年国勢調査では3,611人にまで減少し、30年後の平成52年には半数以下の1,736人にまで減少すると推計されているのであります。また、人口移動が一極集中している東京都や札幌市においても、若者の流入が続くものの出生率が全国平均を大きく下回っており、これからは高齢者が増加する少子高齢化が急速に進み、人口の減少が予想されております。

このような状況を踏まえ、政府は昨年12月、少子高齢化・人口減少に歯どめをかけ、さらには東京圏への人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力のある日本社会を維持していくことを目的に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、都道府県を含む全市町村に人口動向や将来人口を推計する「地方人口ビジョン」と今後5カ年の政策目標・施策をまとめた「地方総合戦略」の策定を求めるとともに、地方への財政支援として補正予算を編成し、地域住民生活緊急支援交付金として「地域消費喚起・生活支援型」と「地方創生先行型」の2つの交付金を設け、本町には合わせて4,327万2,000円が配分される予定となっております。その用途を定めた補正予算を急ぎ取りまとめ、今定例会で追加補正予算を提出いたしますので、よろしくご審議くだ

さいますようお願いいたします。

次に、本町の主幹産業であります水産加工業の支援を目的とし、昨年9月から始めた「ふるさと納税（寄附金）」は、思いのほか好評を得て全国から多くの応援をいただいているところでありますが、平成27年度からは税制改正によって減税額の上限が個人住民税所得割の1割から2割に拡大されることとなり、さらに国と地方が一丸となって進めている「ふるさと創生」の推進事業の一つとして位置づけられているところであります。

現在、贈呈品の人気に大きく濃淡があって品切れとなったり、創業事業所の新たな参加も考えられることから、贈呈品の中身の見直しを含め各事業所に情報提供等を行うとともに、しっかりと意見交換しながらよりよい制度に拡充していきたいと考えております。

次に、平成27年は5年に1度の国勢調査の年に当たっており、住民基本台帳の人口動向からも大きく減少することは避けられないものと思っておりますが、国勢調査から得られるさまざまな統計数値は、国や地方公共団体における各種の行政施策を立案するための基礎資料として大変重要であることはもとより、経済活動など幅広い分野で利用される大事な調査でありますので、調査業務に当たっては遺漏のないよう万全の体制で臨みたいと考えておりますので、町民皆さん方の絶大なるご支援ご協力をお願い申し上げます。

次に、戸籍の電算化につきましては昨年5月から移行作業に着手し、法務省の許容を受けたシステムを有する事業者に委託して行ってまいったところであり、いよいよ今月7日に稼働となり9日より窓口で交付が可能となりますが、今後は戸籍記載事務の軽減によって証明書発行時間の短縮が図られるほか、データのバックアップが可能となることから滅失のおそれを最小限に抑えられることとなります。また、現状では戸籍副本は札幌法務局小樽支局へ紙製のものを送付しておりますが、電算化後は法務省が西日本地区に設置するサーバーに伝送することとなり、大規模災害時における戸籍の保全にも寄与することとなります。

なお、引き続き除斥、改製原戸籍等につきましても本年10月の稼働を目指して移行作業を進めてまいります。戸籍電算化の稼働に伴う古平町手数料条例の一部を改正する条例を提案しておりますので、上程の際にはご決定を賜りますようお願い申し上げます。

## VIII 終わりに

以上、平成27年度の町政執行方針を、主要な施策の概要と一部行政報告もあわせ申し上げたところでありますが、昨年に引き続きことしに入っても本町経済の振興を妨げる足かせが起きており、本当にやるせない気持ちでいっぱいではありますが、何としてもこの難局を打破しなければならないと考えているところであり、今回の地方創生を絶好の機会と捉えて懸命に努力をし、懸命に邁進してまいります。

これまで申し上げてまいりましたように、今我が国の経済は、大手企業を中心に株高あるいは円安を好機とする企業の業績が大きく飛躍し、いわゆるアベノミクス効果を十二分に享受しているのですが、それ以外の企業は旧態依然として低迷しており、特に想定外の円安はさまざまな原材料の高騰を招き、価格に反映できなかつたり強いては消費者への負担となって消費意欲を後退させ、GDPやら地方経済を逆に圧迫しているのであります。なお、今月から例年より3カ月おくれ

で大学生の就活が始まりましたが、今や売り手市場となって都市部に集中する大企業を目指す学生がほとんどであり、国が推し進める地方創生の都市から地方への人の移動も大きな柱となっており、これとの矛盾が大いに気になるところで、やはり全体的な押し上げがぜひとも必要なのであります。

冒頭にも申し上げましたように、間もなく東日本大震災から丸4年を迎えようとしておりますが、復興の足取りは施設の種類やインフラによって地域ごとにまだら模様であり、完全復興までなお8兆円余りを要するとされております。

本町においても今日の大変厳しい現状を認識し、国のさまざまな対策に呼応しつつ経済の活性化を図り、住民の安全・安心を最優先として今後の行政を進めてまいりたいと考えており、これまでどおり議員各位及び町民皆様方のご協力を節にお願い申し上げ、平成27年度の町政執行方針といたします。なお、議員の皆様方は今年改選期でございますので、頑張ってお当選されますようお祈り申し上げます。

以上、ありがとうございました。

○議長（逢見輝統君） 以上で町政執行方針を終わります。

ここで15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、教育行政執行方針について。

○教育長（成田昭彦君） 平成27年第1回定例会の開催に当たり、所管する教育行政の主要な執行方針について申し上げます。

平成27年度の新学期は、古平小学校、普通学級6・特別支援学級2・通級指導教室1、児童数102名、古平中学校、普通学級3・生徒数53名でスタートし、校長初め教職員も、新たな気持ちで保護者や地域の信頼に応えられる教育活動を推進していかねばなりません。

今日の我が国においては、少子高齢化、核家族化、情報化等の社会経済の変化を背景とした人間関係や地縁的なつながりが希薄になり、地域の教育力や家庭教育の低下が叫ばれております。また、教育の誠意的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図ることを目的に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が、昨年6月20日に公布され、本年4月1日から施行されることとなりました。

全国的に小中学校では、いじめや体罰、不登校をはじめ、学力や体力の向上などさまざまな課題が山積しております。こうした課題を踏まえながら、常に危機管理意識を持って、学校・家庭・地域の意見を真摯に受けとめ、関係機関との意思疎通を図り、必要な情報の収集を積極的に行い、学校と共有しながら教育委員会としての意思決定を速やかにし、諸問題の早期発見、早期解決に努めていかなければなりません。本町では、「すべては子どもたちのために」を小・中共通の基盤とし

て捉え子供たちの健全育成に取り組んでおり、学校教育と社会教育のさらなる連携を図り、教育力の向上を進めてまいります。

生涯学習にあっては、町民一人一人が心豊かでたくましく、人生の各段階において、生きがいを持った学習活動を推進していかなければなりません。第3次古平町社会教育中期計画（平成25年度～平成29年度）に基づき、「健やかで心豊かな人づくりと、生涯学習による活力あるまちづくりを目指す社会教育の推進」を基本方針に各施策を推進しておりますが、本年度は中間年度となることから、社会の情勢や古平町における新たな諸施策の展開を踏まえながら、柔軟かつ弾力的に対応してまいります。

教育委員会では、第5次古平町総合計画における社会教育の領域「郷土を愛する豊かな心を育て、地域文化を創造するまち」づくりを目標設定し、さまざまな事業を展開しており、本年度においても引き続き社会教育関係座対の意見を拝聴し、町民の学習ニーズを把握するとともに自主的かつ積極的に学習活動推進体制の整備、充実を図りながら、学習に対する支援に取り組んでまいります。

所管する『学校教育』、『生涯学習・スポーツ』それぞれの具体的な施策について申し上げます。

『学校教育の推進』についてであります。

学校教育では、児童生徒一人一人がみずから学び、みずから考える力を養い、将来においてその可能性を開花させ、みずからの人生を幸福に過ごすことができるよう、自分の考えを持ち、正しい判断（知育）をし、温かな心を持ち（徳育）、健康で明るい生活を営む健康な体を持ち（体育）、「知・徳・体」バランスよく育み、学習指導要領の趣旨に沿って社会で自立していくための「生きる力」を身につけさせるための指導が求められます。保護者や地域から信頼される学校教育の充実を図るため、教職員一人一人が教師としての倫理観を保ち、専門的な資質や指導力の向上に努め、経営参画意識を持って学校、学級経営に携わり、子供たちにとって「学びたい・登校したい」、保護者にとって「学ばせたい・登校させたい」、教師にとって「やりがいのある」学校づくりを目指した教育活動を推進していけるよう、小・中学校9年間を見通して、教育委員会と教職員が一体となって取り組める環境づくりに努め、古平町の教育をさらに推進してまいります。

具体的な取り組みについて申し上げます。

1点目は「確かな学力」を育む教育の推進であります。

「確かな学力」の向上を図るには、小学校から基礎的、基本的事項を確実に身につけさせなければなりません。平成19年度より行われている全国学力学習状況調査の結果分析からも、国語では、小中とも短答式の問題と記述式の問題領域で正答率が低く、読解力の低さが顕著にあらわれており、本年度においても引き続き低学年への読み聞かせを初め、新たに学校司書を配置し、読書活動の充実を図り、内容を的確に読み取り、自分の考えをまとめられる指導を推進してまいります。また、算数・数学では小学校での基礎的・基本的な内容が定着していないことから、子供たちの理解や習熟の程度に応じてきめ細かく指導する習熟度別学習や小学校と中学校の違いについていけない、いわゆる「中1ギャップ」をなくすことを目的に乗り入れ授業を取り入れるなど、積極的に活動している小中連携プロジェクト事業を支援してまいります。

学力向上のためには、家での学習を含めた規則正しい生活習慣や学校での授業改善などの取り組

みが成果を上げていることが過去のデータからも明らかになっており、学校と家庭が一体となって学力向上に効果的な取り組みを行っていかねばなりません。そのため、小学校では引き続き基礎学力の定着を重視し、家庭学習指導の充実を図り、家での学習、読書の習慣化や生活習慣の確立を推進していかねばなりません。過去の生活状況調査結果を分析しても、子供たちが平日にテレビを見る時間やゲームに費やす時間は全国・全道と比較しても大きく上回っております。このような状況から、家庭学習の時間の目安となっている、最低限「学年×10分以上」の習慣化を図っていかねばなりません。また、小中それぞれで実施している放課後や長期休業期間中の補習授業についても教職員の協力を得ながら継続して行ってまいります。

文部科学省で実施の「全国学力・学習状況調査」は、本年度4月21日（火）に従来の国語、算数・数学に理科を加えて、全国一斉に行われる予定であり、古平町においても、調査の目的に基づき、児童生徒の学力・学習状況を把握して学校における学習指導改善を図るため参加することとし、教育委員会において実施方針を決定したところでございます。

2点目は「豊かな人間性」を育む教育の推進であります。

子供たちの豊かな人間性を育むには、規範意識、高い道德性の育成を図ることが重要であり、道徳教育では、児童生徒がグローバル化する21世紀をたくましく生き抜くためにも、また、社会参加をする中で自分のしたいことや仕事など自己実現をしていくためにも、その基盤として道德性を養うことが必要であります。

昨年9月に中央教育審議会より道徳に係る教育課程の改善等についての答申がなされ、道徳の時間を「特別な教科 道徳」（仮称）として位置づけが示されましたが、道德性は、一人一人が極めて多様で児童生徒の人格全体にかかわるものであることから、通知表においては数値による評価を導入すべきでないと考え、今後、国による学習指導要領の改訂等を見守り、適切に対応していかねばなりません。

学校教育での読書活動は、児童生徒の知識や思考力、さらには表現力を高め、創造力豊かなものにし「生きる力」を身につけていく上で欠くことのできないものであり、小学校低学年を対象にボランティアによる読み聞かせや小中で朝読書の時間を取り入れるなど読書に親しむ時間を設け、朝読、家読運動を積極的に推進し、冒頭申し述べたとおり、本年度からは、学校司書を配置し、資料管理や児童生徒への貸し出しといった事務のほか「調べ学習」等で利用する際の相談やアドバイス、図書に関する専門的な知識をもとに教員をサポートするなど、親しみやすい学校図書館づくりに取り組み、児童生徒の豊かな感性を醸成する図書活動の充実を図ってまいります。

本年度においても、昨年度に引き続き、子供たちが、「ふるさと古平」への愛着を深め、誇りを持ち、大切に作る人間に成長することを目的に作成した、社会科副読本「古平の町」を活用した授業を取り入れたり、総合学習の一環として、毎年6年生がテーマを決めて行っている郷土学習の結果をもとに、まちづくりのアイデアを町に提言している、「子ども未来会議」を開催するなど、みずから課題を見つけ、解決する知恵や確かに「生きる力」を育む、特色ある教育活動の推進に努めてまいります。

文部科学省は、正式教科でない「外国語活動」として実施している小学校英語の開始時期につい

て、現在の小5から小3に前倒しし、小5からは教科に格上げし、教科書の検定基準や評価方法などを検討し、平成32年度からの導入を目指していることから、小学校での活動をALTと連携し、国際理解教育の推進を図ることを目的に積極的に取り入れてまいります。

学校においては、健やかな身体を育む教育が求められることから、体育の授業ではもちろん、中休みや昼休みを利用し、積極的に体を動かす機会を取り入れ、「走る」「跳ぶ」「投げる」という基本的な体力や運動能力を身につけさせ運動に親しんでいくことができるよう、学校全体で体力の向上に努めてまいります。

過去に行われた全国体力・運動能力、運動調査の結果を分析しても走力・持久力が劣っている状況が続いており、小学校では、校舎に隣接された環境の整ったグラウンドを活用し、恒例となっている「全校マラソン大会」や全校児童が参加する「みんな遊び」を継続しながら、運動の楽しさや充実感、達成感を体得させる体育活動を推進し、体力向上のための取り組みをより一層充実させてまいります。

学校給食の狙いは、毎日健康で生き生きと生活できるようにするために、食事、運動、休養と調和のとれた生活習慣を身につける必要性を伝えることにあります。特に、心身ともに成長発達の途上にある子供たちにとって、栄養バランスのとれた食事を1日3回きちんととり、規則正しい食習慣を身につけることは健康生活を送る上で基本となるものです。家族や友人と和やかに食事することは、豊かな心や望ましい人間関係を育成する上からも、大切な役割を果たすものであり、本年度においても、栄養教諭による食育授業を各学年に合わせた内容で行い、食に関する自己管理能力を身につけさせるよう取り組んでまいります。

地場産物を取り入れた学校給食は、地元の産業に対する関心を深め、郷土を愛する心を育むなどの教育効果が期待されることから、積極的な活用を図り、学校、家庭、地域が連携した食育の取り組みができるよう毎月「学校給食だより」を発行してまいります。

学校給食の運営については、食材等の値上げが想定されますが、仕入れや献立・調理の工夫など経費の節減に努めると同時に、消費税の増税が先送りされたことから、本年度においても、給食費の値上げを見送り、衛生管理の徹底と作業の効率化を進めながら運営してまいります。

3点目は「開かれた学校づくり」を育む教育の推進であります。

学校教育の充実には、教職員一人一人の特性や持ち味を生かし、経営参画意識を持った学校・学級経営に努めなければなりません。

また、少子化や核家族化の増加により、地縁的なつながりが希薄になり、家庭教育の充実が求められていることから、校長や教職員はもちろん、保護者や地域の方々の意見を幅広く聞き、地域や社会に開かれた学校づくりを目指さなければなりません。そのためには、授業参観週間や各種行事に、保護者だけでなく、地域住民が多数参加するような呼びかけや各種、学校だより等の内容充実を図り、情報の発信・受信に努めるなど、地域一体となった教育活動を進めると同時に学校評議員の意見を真摯に受けとめ、学校評価制度での自己評価、関係者評価を活用し、外部の声を指導に反映させていかなければなりません。

小中学校の9年間を見通して子供たちを育てようという考えから平成22年度に結成された「古平

町小中連携プロジェクト」の母体となっている古平町教育研究会・小中連携部会の活動を支援し、その内容を小中連携通信「夢のかけ橋」を通して、保護者だけでなく、広く地域、教育関係機関へ配布するなど保護者や地域に開かれた連携教育をさらに推し進め、信頼される学校づくりに努めてまいります。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つに位置づけられ、学校が一丸となって組織的に対応することが必要であり、関係機関や地域の力も積極的に取り組むことが求められます。

現在、いじめや不登校については、小中学校ともに緊急の対策が必要な事例はないものの、年々、子供たちの心の問題は複雑化してきており、教職員はもちろんのこと、関係者がネットワークを組み、子供たちの行動を迅速に察知し、未然防止や早期対応、早期解決に努めなければなりません。学校では教職員一人一人が、いじめ防止基本方針に基づき、いじめを許さない学校・学級づくりに取り組み、日ごろから教職員で構成されている「いじめ対策委員会」での研修等を積極的に行い未然防止に努めてまいります。

教育委員会としても、国の「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」や「北海道いじめの防止等に関する条例（平成26年4月1日施行）」に基づき、地方公共団体の責務として、いじめの防止等のための対策を総合的、効果的に進め、児童生徒の尊厳を保持するとともに、互いの違いを認め合い支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成に寄与することを目的に、今定例会に「古平町子どものいじめの防止に関する条例」を上程しておりますのでよろしくお願いいたします。

子どもたちの安全対策につきましては、安全に関する基礎的・基本的な知識や危険予測・危険回避能力を身につけさせるための教育が必要であります。学校安全計画に基づき生活安全・交通安全・災害安全のあらゆる面から徹底した指導を行い、家庭・地域社会との連携を深め、子供の安全を守るため、学校安全委員会を開催するなど組織活動の強化に努めてまいります。

生活安全対策では、登下校時の不審者情報が、小樽・後志管内において、年々ふえてきていることから、本町においても、校内及び地域における誘拐・変質者・不法侵入・暴力等の犯罪防止対策や緊急通報体制を強化して、子供自身が犯罪に巻き込まれない意識を持たせるなど、子供たちへの注意喚起を強化し、防犯ベルの所持や近所の家に飛び込む指導等を徹底するとともに、校外生活指導連絡協議会を通しての連絡網を活用し、情報の共有を図ってまいります。

交通安全対策では、冬期間の通学路の確保について、道幅が狭く、住宅からの落雪危険箇所が見受けられることから、危険箇所の周知と安全確保の取り組みに努めてまいります。

また、小学校での通学や下校後の自転車利用時には、毎年、古平町交通安全協会から寄贈いただいている自転車用ヘルメット着用の徹底を図ってまいります。

災害対策については、全教職員が危機管理意識を持ち、危機を予測し、未然の防止に努めるよう防災・防火計画に基づき適切な行動、処置、対応ができるよう、日ごろから避難場所、避難経路の設定や防災設備の点検を行い、対処の仕方を明確に示すとともに、定期的に避難訓練を実施するなど、災害安全に努めてまいります。

4点目は「教職員の資質能力の向上」の推進であります。

学校は子供が中心であり、一人一人の子供たちが生き生きと成就感を味わわせる学習環境づくり

に努め、学習指導要領の趣旨に沿って「生きる力」を育むことを基本とする学校教育の実現を展開していかなければなりません。そのため、教職員一人一人が特性や持ち味を生かし、経営参画意識を持った学校・学級経営が求められることから、常に教員としての専門性を高め、確かな教育活動を遂行できるよう研修に努め、資質・能力の向上と意識改革を図っていくことが大切です。校長の強いリーダーシップのもと、後志教育局指導主事の授業訪問を率先して行い、専門的な識見を高めるための充実した校内研修や各研修機関が開催する講座等への積極的な受講を奨励し、授業改善・指導力の改善に生かす指導方法の研究に努め、教職員が、子供たちがわかる授業の実践に集中して取り組めるような職場環境づくりを推進してまいります。

子供たちの学力の向上を図るには、基礎学力の向上、基礎・基本の定着を図るための方策を明らかにして取り組む必要があり、どう子供を育て、どのように授業の質を上げていくか、教職員みずからが考えられるような教員研修の場を設けるなど、連携して活動が推進できるような環境づくりに努めてまいります。

教師の体罰は、それを受けた者のみならず、周囲の児童生徒に対しても、何がしかの悪影響をもたらし、肉体的苦痛だけではなく教師や学校に対して不安、恐怖心、不信感を持たせることを見逃してはなりません。幸い、昨年度から毎年実施している、保護者、児童生徒からの体罰実態調査からは本町の教職員には、そのような事実は認められませんが、教職員の体罰は法によりかたく禁じられており、あってはならないことではありますが、今後も起きないという保証はなく、教職員研修での徹底、そして何にもまして教職員自身の自己規制の心がけが基本であることを教職員一人一人が自覚するよう指導してまいります。

次に、「生涯学習・スポーツ」の推進についてでございます。

かつては、3世代同居型の家庭が多く、親以外にも多くの大人が子供と接し、近所づき合いを通して家庭教育を担っておりましたが、最近では地域社会の人間関係の希薄化や人々の孤立化が問題となってきており、最近の子供たちは集団生活や人間関係を苦手とし、インターネットや携帯電話等による情報の中での生活に変わってきておりますが、何と申しましても、基本的な生活習慣を学ぶ場所は家庭であり、一人一人の子供が社会に出て自立して生きていくために最低限必要な「生きる力」を身につけさせるには、学校教育と社会教育が車の両輪となって、地域で子供を守り育てるという環境づくりに力を注いでいかなければなりません。そのためには、本町の第5次古平町総合計画に示される社会教育の現状と課題や社会教育活動の指針となる第3次古平町社会教育中期計画の基本方針に基づき、町民の学習活動を奨励し、町民の皆様が楽しみながらさまざまな生涯学習活動に取り組めるよう、社会教育行政のみならず、関係行政部局、小中学校、関係団体、企業等が連携・協働し、生涯学習・スポーツの推進に取り組んでいかなければなりません。

具体的な取り組みについて申し上げます。

生涯学習の推進体制の整備を図るには、町民が自主的かつ積極的に学習活動が行えるよう、生涯学習推進協議会や関係団体との連携を深めていかなければなりません。昨年度からの反省として、生涯学習ボランティア事業や学校支援地域本部事業の学習情報や周知方法の充実を図る必要があり、広報及びホームページを活用し発信するなど、行政主導の学習活動から町民が主体的学習活動

が行えるような環境づくりに努めてまいります。

家庭での少年教育は、子供が基本的な生活習慣・能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的マナーなどを身につけさせる上から重要な役割を担っています。家庭の教育力の低下が指摘されていることを踏まえ、家庭教育への支援が一層求められていることから、地域全体で子供を守り育てる機運を醸成しながら、家庭及び地域社会での教育力を向上させる取り組みが必要であり、教育講演会や読書活動推進事業の開催を初め、「少年少女わんぱく王国」での体験活動を中心に事業を展開することにより、地域住民が積極的に参加し、町全体で子供たちを育てることができるような体制づくりが重要となります。それらの実現に向け、本年度においても「早寝・早起き・朝ごはん」運動の普及、啓発や集団生活を通して子供たちに望ましい生活習慣を身につけさせ、町ぐるみで子供を守り育てることを目的に行っている「ふるびら通学合宿」についても、昨年度の反省を踏まえ、内容を検討しながら継続し、親子と地域のつながりをつくる活動の促進を図ってまいります。

また、幼児センターや子育て支援センターと小学校の連携を深め、家庭教育支援のネットワークをつくる体制づくりに努めてまいります。

子供の成長過程において、大人が積極的に読書に親しむ姿を見せることは、子供の読書への興味や意欲を促すきっかけになります。家庭において、子供の発達に応じて読み聞かせをしたり、一緒に読書をする時間を設けるなど日常の生活に位置づけていく必要があります。幼いころから本に親しむ機会を与えるよう、親子での読書活動やボランティアによる読み聞かせの充実を推進し、子供の読書活動の場が家庭から地域へと広がっていくよう、文化会館図書室の蔵書状況や新刊図書の紹介等の情報を町広報を通じて周知し、町民がいつでも気軽に足を運べる開かれた図書室づくりと読書活動の推進に取り組んでまいります。

集中できる学習環境を提供し、学ぶ意欲を伸ばすことを目的に行っている「放課後ふるびら塾」への参加者は年々増加傾向にあり、引き続き、基礎・基本の定着を社会教育の立場から学校現場との連携を密にし、学校、家庭を支援し、家庭学習の習慣化が図られる体制づくりに取り組んでまいります。

青年教育では、みずから考え、心身ともに健全で社会に貢献できる青年の育成を図ることを推進目標に、人格の基礎を築き将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させるとともに、みずからの人生をどう設計していくのか考える必要があることから、社会性を身につける学習機会の場を提供し、次代を担う青年に社会の形成に参画する意欲を持たせることが重要なこととなります。

本町では、過疎化による青年層の減少や情報化など環境の変化や価値観の多様化に伴い、個人の趣味などを中心に活動しており、青年活動は停滞している現状にあります。本町の活性化、まちづくりのためにも、地域に根づいたリーダーの養成が求められることから、町部局との連携を図りながら、社会教育の立場から各産業団体青年層への学習の機会や青年の持つ力をまちづくりなどの地域活動につなげる取り組みや企業との連携を図りながら、青年層の交流を進めてまいります。

高齢者教育については、生きがいを高め、積極的に社会活動へ参加する体制を推進していかねばなりません。

高齢化社会を一人一人がどのように健康で生きがいを持ち安心して過ごすかという課題解決に向けた活動がますます重要になってきます。

本町では、60歳以上の町民を対象とした「たけなわ学級」を開設し学習体験活動を行っておりますが、本年度もふるさと教育を初め、内容を充実させながら取り組んでまいります。

また、学んだ知識や技術、経験などを生かし、学校支援ボランティアとして活動内容の学習成果を子供たちに伝承できる体制づくりに努めてまいります。

芸術文化活動の振興は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育むなど、人間が人間らしく生きるための糧となるものであります。

本町の芸術文化活動は、文化団体連絡協議会を中心として、書道や絵画、舞踊などさまざまな活動に自主的に取り組んでおりますが、近年は過疎化や少子高齢化等の影響により、地域活動の衰退と芸術文化の担い手不足が指摘されており、今後の活動の停滞が懸念され、新たな文化活動の担い手となる人材の育成が求められることから、文化団体及びサークル活動への支援をはじめ、各種大会や発表会への参加奨励を積極的に行ってまいります。

郷土の伝統芸能や古民具等文化財については、町の歴史や文化を正しく理解するためにはなくてはならないものであると同時に、将来の文化の向上・発展の基礎となるものであり、伝統芸能活動の新たな担い手の育成に努め、文化財の適切な保存と積極的な活用を図り、郷土の文化を次代へ確実に継承できる体制づくりに取り組んでまいります。

スポーツは、個人の体力向上・健康増進や生活を楽しく豊かなものにするのみならず、人格の形成、健康長寿の礎であり、明るく活力に満ちた社会を築くために欠かせないものであります。

本町においては、スポーツ活動の拠点である海洋センター、スポーツレクリエーション広場及び武道館に加え、古平小学校に隣接された多目的運動広場と施設数は充足していますが、少子高齢化に伴い団体・サークル活動の会員の減少や、指導者不足、教室・大会等の参加者の固定化が見受けられることから、サークル活動への積極的な参加促進を図るための支援や情報提供、指導者の養成に努め、町部局との連携を図りながら、年々、健康意識の高まりからふえてきているウォーキング愛好者の拡大やB&G財団が提唱している事業の導入など、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進し、生涯にわたり体育、レクリエーション活動に親しめる生涯スポーツの推進を図ってまいります。

今後は、ハード面での整備が非常に困難ですが、地域の文化活動や学習活動の拠点施設であり、町民の交流の場でもある文化会館やスポーツ活動の拠点となる海洋センターについては、今年度も多くの町民の皆様にご利用いただけるよう、管理運営について、最少の人数で最大の効果を上げられるよう、より一層職員の資質向上に努めてまいります。

以上、平成27年度の教育行政の主要な方針について申し上げましたが、冒頭申し述べたとおり、国から教育委員会制度の抜本的改革が示され、新「教育長」の設置、教育長へのチェック機能の強化と透明化、「総合教育会議」の設置、教育に関する「大綱」を首長が策定の4点をポイントに教育委員会制度の改正が示され、2月に開催された議員協議会において内容の説明を行い、今定例会に関係条例の改正案を上程したところでございます。

教育の根幹をなす地域の原動力となる「ひとづくり」は学校教育、社会教育問わず重要な課題であり「生きる力」の育成を基本理念とし、学校の自主性を尊重し、一連の取り組みを教育行政と学校現場の意思疎通を図りながら、学校、家庭、地域が一体となって子供たちの住みよい環境づくりに努めるとともに、幼児から高齢者まで全ての町民が喜びを感じられるような教育行政を推進してまいります。

執行に当たっては町理事者と十分連携を図り、町内の教育関係者や各団体の協力を得ながら本町の教育振興、充実に全力を傾けて邁進する決意でありますので、議員皆様並びに町民皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（逢見輝統君） 以上で教育行政執行方針を終わります。

ここで、多少早いのですが、昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 0時58分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第5 議案第6号ないし日程第10 議案第11号

○議長（逢見輝統君） 日程第5、議案第6号 平成27年度古平町一般会計予算から日程第10、議案第11号 平成27年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算までを一括議題といたします。

議案第6号 平成27年度古平町一般会計予算について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました議案第6号 平成27年度古平町一般会計予算、提案理由のご説明をいたします。

予算説明書のほうで説明していきたいので、薄いほうの冊子、説明書を出してください。3ページをお開きください。こちらについては、予算額について前年と本年度について載せてございます。一般会計につきましては、35億5,500万円ということで、前年と比較しまして4億800万円増額、率にして13%の増でございます。診療所の購入費用や清川団地の建設費用などがございます。国民健康保険につきましては前年と比較して200万円減の2億100万円、後期高齢者医療につきましては前年比840万円減の6,350万円、簡易水道につきましては前年比1,100万円増の1億8,200万円、公共下水道事業につきましては前年比900万円減の2億5,300万円、介護保険サービス事業につきましては前年比380万円増の5,050万円ということで、一般会計、特別会計合計しまして27年度43億500万円ということで、4億340万円ほどの増額となっております。

続きまして、8ページ、9ページをお開きください。こちらにつきましては、歳出予算につきまして性質別に前年との比較を載せてございます。9ページの表をごらんください。まず、左側、1番、人件費、前年と比較しまして1,637万2,000円増額の5億5,656万5,000円をのせてございます。議員報酬につきましては、前年と比較しまして159万3,000円の増ということで、理由としましては

期末手当の部分、4カ月分から4.1カ月分にしたということと、あと加算率を加えたということなどが理由でございます。次の委員報酬等につきましては、前年比172万6,000円の増ということで、27年度は国勢調査の年です。そちらの部分や、また統一地方選の部分での委員さんの報酬ということでございます。次に、特別職の給与につきましては、比較242万8,000円の増です。こちらも期末手当の率が3カ月分で前年は見ておりましたが、新年度は4.1カ月分ということと、あと役職加算の部分を加えたということでございます。続いて、職員給与につきましては899万2,000円の増ということで、理由としましては一般職の職員数が昨年64人からことしは65人ということで1名ふやしております。また、統一地方選の選挙の時間外手当だとかも加わってございます。

続きまして、2番目の物件費につきましては、前年比1億1,526万2,000円の増額で、5億2,687万円としてございます。一つ飛ばしていただきまして、賃金の部分では894万円の増ということで、こちらはふるさと創生関係、あと幼児センターの所長、あと学校図書室司書、あと特別支援の関係での賃金がふえます。4行飛ばしていただきまして、委託料ですが、前年比8,266万3,000円の増でございます。内容としましては、ふるさと贈呈品の部分の委託が6,400万円増と、また水産加工の人材育成の部分で3,500万円増となっております。次に、使用料ですが、前年と比較しまして1,839万1,000円の増ということで、電算システム関係の部分でございます。

続いて、3番、維持補修費、前年比2,067万4,000円増の1億1,333万6,000円を見ております。中ほどにございます道路除雪の部分で2,129万2,000円の増でございます。ご承知のとおり、町道の除排雪委託料経費が上がってございますので、前年の予算5,000万円から27年度は2,000万円ふやしまして7,000万円とする予定でございます。

続いて、4番、扶助費につきましては、比較3,437万5,000円増の4億9,486万8,000円を見ております。2行目、身障医療費の部分、これは実績を見まして489万2,000円減額となっております。あと、5行飛ばしていただきまして、障害サービス給付の部分については前年比3,791万9,000円増となっております。こちらも実績を見て増額してございます。

続いて、5番、補助費等でございますが、比較3,639万円増額の4億4,932万6,000円、北後志消防組合、比較827万4,000円増でございます。消防につきましては、支署の職員数15名を見ておりましたが、新年度は16名、1名増ということでございます。また、昇給とかの部分も加味してございます。2つ飛ばしていただきまして、後志広域連合の部分では比較388万8,000円の増でございます。介護の部分で400万円ほど上がっておりますので、増額となっております。6行飛ばしていただきまして、臨時福祉給付金、新しく840万円見てございます。昨年度は補正予算で加えてございますが、27年度も続くということで、町長の執行方針にもございましたように、一人頭6,000円ということで1,400人分を見てございます。続いて、右側の表をごらんください。2行目、漁業無線局の補助ですが、前年比234万3,000円の増でございます。こちらは、無線局の職員さんの部分、3名から4名にふやすということでございます。また、余市、古平、美国の部分の合わせたのを扱っておりますので、余市漁協の部分で船の数が減ってございます。その部分で案分によって古平の分がふえるという部分がございます。1つ飛ばしていただきまして、雇用促進奨励金、100万円を新しく盛っております。27年からの支払いということでのせてございます。1つ飛ばしてもらいまして、プレミアム

商品券、前年の当初予算は600万円でごございました。補正をして1,000万円にしてごございますが、当初の比較としましては400万円の増額となっております。1つ飛ばして、高校遠距離通学の部分です。26年度につきましては北海道のほうから、高校3年生の部分は道が持っておりましたので、その部分が27年度は全部町持ちということになっております。比較しまして243万円の増でございまして、1つ飛ばして、グループホーム補助金の返還金でございまして、新しく1,469万4,000円見てごございます。グループホームの関係で北海道のほうから補助金がありましたが、それを返す返還金の金額でございまして。

6番、投資的経費につきましては、前年比1億2,125万7,000円増の5億3,919万円でごございます。2行目の沖集会所改築事業で新たに4,035万円見ております。7行ぐらい飛ばしていただきまして、診療所の購入ということで1億6,953万4,000円盛っております。8行ぐらい飛ばしていただきまして、清川団地につきましては前年は実施設計をしてごございますので、本年建設ということで、比較1億5,067万円ふえてごございます。6行飛ばして、製氷・貯氷施設につきましては、26年度完成してごございますので、その部分の金額を落としております。詳しくは、後ほど建設事業のほうでご説明いたします。

続いて、7番の公債費ですが、比較2,186万4,000円増額の4億3,624万6,000円でごございます。元金の償還の部分が2,845万2,000円ふえております。小学校の借入金、約7億7,000万円余り借り入れてごございますが、この償還が27年度から元金が始まるということでふえてごございます。

8番の積立金、比較2,614万9,000円増の2,626万円を計上しております。積立金のふるさと応援の部分でふやしてごございます。

続いて、11番の繰出金、比較1,453万5,000円増額の4億530万4,000円を見ております。国保会計への繰り出しは557万6,000円増、財政支援の部分で530万円増額してごございます。また、後期高齢者医療の会計につきましては488万2,000円の減ということで、システムの更新の部分で下がってごございます。2つ飛ばしていただきまして、下水道会計は比較1,143万7,000円の増でございまして、起債の部分、平準化債の発行額が減っておりますので、差し引き繰出金のほうをふやすものでございまして、介護サービス会計へは374万9,000円の増ということで、こちらは職員の給与費、異動がありまして給与、年齢の高い方が行っておりますので、その部分がふえてごございます。

予備費は、比較112万2,000円増の703万5,000円を見てごございます。

続いて、6ページ、7ページをお開きください。こちらは、歳入の部分について前年度との比較を載せてごございます。7ページの表をごらんください。左側、まず1番目、町税につきましては、前年比1,830万1,000円の減額をしまして、2億463万4,000円を見てごございます。個人町民税については、比較1,599万8,000円の減ということでございまして、これまでの推移を勘案しまして、人数的には30人減るであろうと、また課税標準額、所得割の金額を出す課税標準になる金額は大きく21%減ということで見込んでの減額でございまして、1つ飛ばしていただきまして、固定資産税につきましては、比較357万2,000円の減でございまして、3年に1度の評価がえの時期でございまして、土地の課税標準額13%ほど減るであろうと見込んでの計上でございまして。

続いて、次の地方譲与税等でごございますが、比較1,364万円増の8,990万2,000円を見ております。

2行目、自動車重量税につきましては100万円の減ということで、これについてはことしの交付されている見込み額が大体1,580万円ほどになるであろうということで、それを勘案して計上してございます。下から4行目の地方消費税でございしますが、前年比1,800万円増額しております。内容としましては、消費税が3%分上がりまして、その部分で地方消費税につきましても1%から1.7%になったということで、丸々1.7倍を25年度の決算額に掛け算をしまして計上したわけでございます。自動車取得税につきましては、前年比350万円の減額です。26年度の決算見込み額から、ぐっと減るということでございます。

続いて、9番、地方交付税ですが、前年比2,400万円の増額で17億9,100万円を計上してございます。普通交付税につきましては300万円の増、特別交付税につきましては2,100万円の増ということで見ております。

普通交付税につきましても31ページに詳しく算出方法を載せておりますので、31ページをお開きください。いつも細かい数字で大変申しわけないのですが、中身について説明していきたいと思っております。31ページの表、右と左に分かれておりまして、右側が27年度の予算計上額と、左側が本年度26年度の決算見込み額を載せてございます。基本的な考え方としましては、単位費用につきましての変化を載せてございます。区分の個別算定経費及び包括算定経費につきまして、ことしの地方財政計画では27年度は前年と比較しまして交付税が0.8%減ということになっております。この0.8%という数字を使わせていただきまして、町のほうではもうちょっと辛くということで2倍のマイナス1.6%ということで単位費用を見てございます。その結果を計算をしてございます。個別算定経費の計、平仮名のあの行でございしますが、昨年に比べて2,020万9,000円減の12億4,314万7,000円を見込んでございます。①の部分です。そして、包括算定経費につきましても1.6%減ということで、563万6,000円減の3億4,633万4,000円を見込んでございます。そして、次の公債費につきましては、実際の償還額をもとにして計算させていただいております。ことしは、前年比1,890万8,000円増の3億8,280万円と踏んでございます。そして、1行飛ばしていただきまして、臨時財政対策債振りかえ相当額ということで前年比1,179万3,000円減の9,040万円を見込んでございます。これら差し引きいたしまして、⑥の欄ですが、比較しまして485万6,000円増の18億8,188万1,000円が基準財政需要額と見込んでございます。また、基準財政収入額につきましては、前年と比較して1,500万円増の2億4,143万8,000円ということで、考え方としましては米印に記載のとおり、前年をベースにしております。ただ、地方消費税の交付金の増加の分などを加えてございます。そして、調整額、錯誤額の部分を差し引きいたしまして交付額を、⑨の欄でございしますが、27年度16億4,100万円になるであろうということで計算してございます。交付税につきましては、国のほうで法定率の見直しがありました。それについて若干ご説明いたしますが、従来ずっと国税、所得税、法人税、酒税だとかの三十何%だとかという数字でなっております。たしか昭和41年のときに国税三税の32%を地方交付税にするということで、そういう制度になっておりました。それが今回見直しがありまして、所得税につきましては32%から1.1ポイント上がりまして33.1%を見ましょと、法人税につきましては現在34%ですが、こちらは下げて同じく33.1%にするということで聞いてございます。また、酒税につきましては、現在32%のところを50%に引き上げるというものになってございます。たばこ

税につきましては、現在25%をこちらはゼロにするということで、たばこ税につきましては都道府県なり市町村へのたばこ税もございますので、それとは別の国のたばこ税につきましては25%はなくするというので、そういう法改正となっております。また、消費税につきましては、現在消費税の22.3%の部分についてはそのままでございます。昨年導入されました地方法人税につきましては、100%そのまま地方のほうによこしてくれるということで、変わりございません。

それでは、戻っていただきまして7ページにお戻りください。交付税終わりましたので、11番の分担金及び負担金につきましては、前年比1,030万1,000円減の615万5,000円を見てございます。大きく変わった部分は、下から3行目、幼児センター保育料の部分、1,046万7,000円そのまま落として、こちらのほうは12番の使用料のほうに振りかえしてございます。そういうことでの減額でございます。

12番、使用料、手数料については、前年比1,014万2,000円増の4,670万5,000円を見ております。2行目の保育料で振りかえで見てございます。

13番、国庫支出金ですが、前年比2,673万4,000円の減の4億4,047万3,000円を見てございます。1行目、障害自立支援給付につきましては、歳出のほうでの増の部分の国負担2分の1の部分の金額1,866万6,000円の増でございます。5行飛ばしていただきまして、子ども・子育て支援の部分では、127万5,000円の減でございます。26年度は国の定額ということで見てございましたが、新年度からは国が3分の1、道が3分の1を見るということになってございますので、計算した結果の減額でございます。次の臨時福祉給付金につきましては、1,210万2,000円の増でございます。給付金に事務費を合わせた部分について100%の交付でございます。2行飛ばしていただきまして、医療施設補助金、診療所の部分でございます。これが5,445万円の増でございます。また、林業専用道につきましては、昨年施工を終わってございますので、全額落とすということでございます。産地水産業支援、製氷工場の部分ですが、こちらも全額減額ということでございます。1つ飛ばしていただきまして、社会保障・税番号ということでマイナンバーの導入の関係でございます。国から示されている金額が1,161万9,000円ということでの増額でございます。2つ飛ばしていただきまして、社会資本交付金につきましては、前年比5,422万6,000円の増ということで、清川団地、補助率2分の1ということでの増となっております。

14番の道支出金につきましては、前年比6,059万2,000円増額の2億2,805万9,000円としてございます。障害自立の部分では、道の負担率4分の1ということで、比較しまして933万3,000円の増でございます。右側のほうに移っていただきまして、9行目に子ども・子育て支援の部分で国3分の1、道3分の1ということで、こちらのほうにも273万円計上させてもらっております。6行飛ばしまして、群来船揚げ場の改良事業ということで、補助率2分の1、870万円をのせてございます。3行飛ばして、選挙委託金、統一地方選の知事、道議の部分でございますが、409万6,000円をのせております。余計調査委託金につきましては、国調が入ってきますので、その部分での227万7,000円増ということでございます。1つ飛ばしていただきまして、緊急雇用創出の部分は、人材育成の部分でございますが、100%交付ということで3,590万円をのせてございます。

15番、財産収入につきましては、前年比4万1,000円減額の391万3,000円を見てございます。

続いて、16番、寄附金につきましては、前年比較9,159万9,000円増額の9,160万1,000円を見ております。ふるさと応援寄附金の部分での増でございます。

17番の繰入金につきましては、前年比8,796万3,000円増額の1億3,017万1,000円を見ております。2行目、財調基金の繰入金、比較しまして3,750万円、昨年より倍増ということで予算組みをしなければならなくなりました。続いて、減債基金繰入金につきましては、3,570万円見てございます。起債の元金、利子の償還の部分で4億円を超える部分については、減債基金若干ございますので、入れていこうという考えを持ってございます。今回4億円を超える部分、3,570万円を取り崩しするものがございます。1つ飛ばして、ふるさと応援基金からは1,453万7,000円を繰り入れます。地域福祉センターの部分や教育関係の施設のもろもろの経費に充てていきたいと考えてございます。

18番の繰越金は、同額1,000円の計上でございます。

19番の諸収入につきましては、前年比7,314万1,000円増の1億568万6,000円を見ております。下から4行目、診療所補助金の返還ということで5,885万3,000円を見ております。次のグループホーム補助金の返還ということで1,469万4,000円を見てございます。

20番の町債につきましては、前年比1億230万円増額の4億1,670万円を見てございます。

それでは、32ページ、33ページをお開きください。起債の調書でございますが、この表にありますように、沖集会所の改築事業債から始まりまして最後の臨時財政対策債まで、全部で19本見てございます。科目の部分で土木債の3行目、橋の部分で橋梁長寿命化の事業債の部分で右のページの起債名、過疎地域自立促進特別事業債と載せております。ソフトの分でございますが、これは箱物でございますので、間違いで、正しくは過疎対策事業債でございます。訂正していただければありがたいです。ここでご説明いたしますのは、交付税措置ある部分でどのぐらい措置されるのかという部分で、32ページの下に小さい表を載せてございます。米印、交付税の措置額ということで載せてございます。上の2本が過疎債、ハードの部分とソフトの部分長でございます。交付税措置率が70%ですので、措置額がそれぞれ9,000万円と7,700万円でございます。また、3行目、公営住宅の建設事業債につきましては、交付税措置はありません。最後の臨時財政対策債につきましては、交付税措置が100%ということで、起債の金額は合計4億1,670万円、そのうち交付税措置されるであろう金額は2億5,882万円ということで、起債額を100%としますと交付税措置が62%ぐらいになるということです。持ち出しは、逆算しまして38%部分ということで考えてございます。

続いて、42ページをお開きください。建設事業につきまして個別に申し上げてまいりたいと思っております。まず、沖集会所の改築事業、4,035万円を見ております。現在の沖集会所は昭和54年に建てたものがございます。36年経過しております。木造の2階建てでございますが、新しく今度は木造の平家建てを計画してございます。面積的には広目の150平米程度を考えてございます。ちなみに、現在の沖集会所の1階部分の面積は111平方メートルということで、それよりは広い部分ということになっております。また、沢江のふれあいセンターは180平米ほどありますので、それよりは一回り小さいかと考えてございます。事業費は、本工事費につきましては3,480万円見ております。また、確認申請や実施設計、測量、地質調査、備品購入ということで、合わせて4,035万円を計上してございます。場所的には、下の図にありますように、既存の施設がまず右側のほうに記しております。こ

の図面の左側のほうが海でございまして、建設予定箇所、町道の部分に面している部分を考えてございまして。具体的な場所については、決定してございませぬ。

続いて、43ページです。社会保障・税番号制度システム整備ということで1,997万5,000円を計上してございまして。マイナンバー制度でございまして。26年度予算でも補正をお願いして進めてございまして、そのシステム改修の続きと、システムいろいろ改修してございまして、その連携テストをやるということで27年度を見てございまして。これにつきましては、事業内容に各種載せてございまして。そして、一番最後の丸で総事業費としましては、国保会計の部分で202万円、後期会計の部分で134万円でありまして、総事業費としましては27年度は2,333万5,000円を考えてございまして。下の図がありますが、この右下の部分で都道府県、市町村、1,800団体という、このくくりの部分で四角で囲ってございまして。その部分の経費につきまして見ていくと。太枠で囲ってございまして①、付番等システムの開発、②、中間サーバーの開発、③、既存システムの改修ということで、そのような経費を盛ってございまして。

続いて、44ページ、ファイルサーバー更新ということで442万8,000円を見てございまして。21年度に配備した部分の更新でございまして。サーバー1台とバックアップ用機器1台ということで見てございまして。役場でやってございまして事務データを保管するサーバーでございまして。

続いて、45ページ、ネットワーク通信機器更新、378万円です。こちらにつきましても21年度に配備された機器の更新でございまして。下の写真のようなものを整備するものでございまして。

続いて、46ページ、事務用パソコン更新、502万4,000円、これにつきましては償還金でございまして。26年度、本年度に整備終わってございまして。その償還部分が事業内容にございましてように27年度、元金、利子合わせまして502万3,395円ということでございまして。

続いて、47ページ、戸籍事務電算化事業、810万4,000円の計上でございまして。事業内容のぼちの1つ目にはございまして現在戸籍、付票を平成改製原戸籍、付票とする作業、イメージデータ化の委託でございまして。この委託料が下の5番の表にありますように280万8,000円です。また、ぼちの4つ目、平成26年戸籍電算化機器を取得するための備荒資金から借り入れてございましてものの償還金でございまして。この表にございましてように、平成27年度、元金、利子合わせまして529万6,000円ほどを見てございまして。

続きまして、48ページ、福祉センターの部分ですが、アルミ窓ほかの改修事業、224万7,000円を見てございまして。こちらのほうは、皆さんご存じのとおり、夏場は非常に熱いということで、デイサービスとかも大変だということで、通気の部分改善しようということで考えてございまして。内容としましては、ホールに引き違い窓を3カ所設置するものでございまして。下のほうに図面と写真載せてございまして、玄関入ってから右と左、左右に1カ所ずつ、そして図面の右側のほう、食堂の部分です。そちらに1カ所ということで考えてございまして。また、そのほかに非常口のドアに網戸を設置したり、窓ガラスのよくないところを取りかえたり、コーキングをするということで合計224万7,000円です。

49ページです。こちら福祉センターですが、スチームコンベクションオーブン購入事業です。110万9,000円を見てございまして。これにつきましては、最近デイサービスの利用者が増加してござい

ます。冷めているという声もあるし、大量に調理できるようにということでオーブン1台、立派なものを整備したいと考えてございます。用途としましては、焼く、蒸す、煮る、ゆでるの料理に対応できるということで、一回に60食できますということでございます。

それでは、50ページです。小樽掖済会病院古平診療所施設・設備等の購入事業ということで、事業費1億6,953万4,000円を計上します。事業内容としましては、ぼちの1つ目、2行目、取得価格のところに書いてございますように、平成14年建設の診療所、この部分の帳簿価格が1億5,329万7,000円、また17年度の医師住宅の部分では1,498万6,000円、そして消化管ビデオスコープなどの医療機器につきましては125万1,000円ということで考えてございます。ぼちの3つ目、一般財源内と書いてございますが、診療所施設建設したときに町から補助金1億2,000万円を補助してございます。建物自体の建設費は2億7,600万円ほどと聞いてございます。そのうち返還金の部分に算式書いておりますように、処分制限期間、残存期間などを計算しまして、約半分、1億2,000万補助の半分の5,885万3,000円を相手方から返還していただけるかなと考えてございます。

続いて、51ページ、林道チョペタン線小規模林道整備事業ですが、300万円を計上しております。これは、いつものようにやっていくということで、平成22年、23年に大雨、豪雨災害がございまして通行どめにしております。今回も地域づくり総合交付金をいただきながら危険な部分をやっていくということで、簡易吹きつけ工、約150平米計画してございます。

続いて、52ページです。森林環境保全整備事業、210万7,000円です。内容欄、間伐、鼻垂石線の付近の町有林の間伐に55万5,000円、また同じく鼻垂石線の付近に更新伐ということで154万2,000円、また泥ノ木線の部分では下刈りということで1万円ということで金額を見てございます。

続いて、53ページ、ウニ種苗放流事業ですが、81万円の事業費でございます。エゾバフンウニの人口種苗を15万粒購入してきまして、中間育成をして、そして放流するものでございます。ちなみに、去年は20万粒をやっております。新年度は5万少なくしまして15万粒ということで計画しているようでございます。

続いて、54ページ、ナマコ種苗放流事業ですが、事業費25万1,000円を見ております。これは、昨年から新しく導入したものでございます。ナマコの人口種苗を1万尾放流して、追跡調査も実施するというように考えてございます。ちなみに、昨年26年度は2万尾でございました。

続いて、55ページ、群来船揚場波除堤改良事業、1,740万円でございます。内容としては、波除堤の改良、平成16年に整備されたものですが、今現在先端部分が倒壊してございます。工法としましては、コンクリートの単塊式直立堤据えつけでございます。船揚げ場の利用者は、7件ほどと聞いてございます。

56ページ、雪寒機械更新事業、事業費2,699万円ということで、除雪ドーザーの更新でございます。平成9年のものでございますので、18年経過ということで、最近は修理費もかさんできております。こちらのほうを導入していきたいと思っております。

57ページ、橋梁長寿命化修繕計画事業、2,560万円。内容は、まず修繕工事としまして第2冷水橋の部分で1,420万円、伸縮装置の交換でございます。これについては、その翌年28年度も床板の補修なり主桁の塗装なりということで計画してございます。27年度については、伸縮装置の部分で1,420

万円でございます。また、設計で第2冷水橋420万円、そして古平大橋の部分で720万円を盛っております。古平大橋につきましては、29年度に工事ができればと考えてございます。全体計画としては、10年間の36年度までの計画で総事業費2億2,490万円を見てございます。

続いて、58ページです。定住促進共同住宅建設支援事業、1,000万円。これにつきましては、本年度600万円見てございましたが、不調でございました。新年度につきましては、補助金額を1.5倍にして募っていきたいと考えております。内容の2つ目でございますように、補助金額、1戸当たり1LDKでは120万円、2LDK以上では180万円ということで、限度額1,000万円を考えてございます。

59ページ、清川団地建設事業、1億5,817万6,000円を見ております。ごらんの見取り図にございますように、2棟8戸、8件分を建てる計画でございます。木造の平家建てで考えてございます。そして、その2年後の平成29年度にはRCづくり2階建てということで1棟8戸ということで計画がなっております。

続いて、60ページ、栄団地住戸改善事業、1,640万円。栄団地、昨年からやっておりますが、4棟16戸の屋根の改修でございます。町の計画、公営住宅の長寿命化計画に基づきまして実施するものでございます。

61ページ、中学校グラウンドの整備事業、188万円計上してございます。現在のグラウンド、学校自体は平成6年度にでき上がってございますので、随分年数がたったということで、グラウンド状態はかなり凹凸が出てきていると、また表面もかたくなっているということで、かき起こし、転圧していくと、黒土が必要な部分は補充していくということで考えてございます。

62ページです。スポレク広場のグラウンド整備事業、96万5,000円、こちらも似たような工法でございます。写真にございますように、内野と外野の芝生ともかなりの段差になっておりますし、つまずきやすくなっております。その部分でかき起こして転圧をすると、またこの境目の部分は剥いで整地をするということで考えてございます。

63ページ、文化会館の外壁等の改修事業、734万2,000円でございます。山側の外壁のクラック部分の改修ということで、この部屋のお寺さん側のほうの部分でございますが、現在通路を通行どめにしております。その部分を解消するというところでございます。工法としては、タイルをまず撤去しまして、モルタルを塗って、リシンを吹きつけするというものでございます。それとあわせまして、ぼちの3つ目に非常照明灯取りかえということで、太陽ホールの部分で41カ所、その他の部分で10カ所、現在切れている部分もありますので、役に立たないので、その部分を取りかえするものでございます。

64ページです。消防の古平支署で物品庫を設置する事業でございます。131万4,000円でございます。今現在消防で物を置くスペースが手狭になってきているということで、消防署の右側の消防車を入れる車庫の奥のほうに物品庫と聞いております。その部分で入れるものがかなりかさんできているということで、スペースが欲しいということで消防の前の部分、現在小さい車庫でございますが、それにくっつけるような形でカスケードガレージを設置したいと思っております。基礎の工事もしますので、こういうような金額になってございます。

以上、建設事業でございました。

続いて、65ページです。その他事業の概要の特に変化ある部分だけ簡単にご説明いたします。この表の5目、がんばろう！ふるびら特別対策事業、前年度予算の当初には金額のせておりませんでしたので、6,548万3,000円増ということでございます。この部分については、ふるさと納税の関係の経費をのせてございます。贈呈品の委託が6,412万円、ホームページの改修30万5,000円、ヤフーのシステム利用が100万9,000円、ふるさとチョイスのフォーム利用料が4万9,000円ということでの金額をのせてございます。

66ページです。民生課の7行目です。子ども医療費の助成事業ということで、これまでは乳幼児、児童の助成ということで中学3年生まででありました。それを高校3年生までということで拡大いたします。差額としまして267万5,000円増額の959万5,000円を見てございます。

続いて、68ページです。産業課の5行目、緊急雇用創出事業3,590万円、加工屋さんの人材育成支援ということで2つの会社の分を見てございます。全額道の支出金を見てございます。

この表の一番下の部分、がんばろう！ふるびら特対、ここでは産業課所管の部分のをせております。1,278万2,000円、観光協会助成金や雇用促進奨励金、またキャラクター入りのエコバッグの作成補助金、プレミアム商品券の補助金ということで考えてございます。

それでは、71ページをお開きください。ここからは財政数値などの推移を載せておりますので、簡単にご説明いたします。まず、職員の数でございしますが、一般職員の数です。4月1日現在の実人数を記載してございます。平成16年には81人、22年にかけて減ってきているということで67人でありました。それからふえる傾向にございまして、27年度予算では74人ということで考えてございます。

72ページです。このグラフは、建設事業費の推移を載せてございます。棒グラフの黒い部分と白い部分でございますが、左側の黒い部分が建設事業費総額をグラフ化してございます。一番高いところ、平成23年度、この部分では小学校の改築事業が13億7,300万円ほどありましたので、ぐっと高くなっていると。1年飛ばして平成25年度につきましては、高齢者の複合施設や荷さばき施設、防災無線が合わせて10億3,900万円ございましたので、この部分も高くなっているということで、平成27年度につきましては総額5億3,900万円ほどでございます。

73ページです。こちらは公債費の推移を載せてございます。この折れ線グラフの上から2つ目です。元金の償還額のグラフが載せてございます。右端、平成27年の予算が26年に比べて上がってきてございます。これにつきましては、小学校の改築事業の借り入れの部分の元金償還が27から始まるということでぐっと上がってございます。

続いて、74ページです。地方債の借り入れ、また残額の推移を載せております。黒い棒グラフのほうが残高の部分でございします。一般と下水道を足してございます。平成23年度の60億8,700万円ごろからほぼ横ばいになってございます。新年度は、やや下がって58億7,200万円という残高になる予想でございします。

続いて、75ページ、特別会計の繰出金の推移でございします。26年度と27年度の棒グラフを比べて見ますと1,000万円ふえてございます。要因としましては、下水道会計への繰出金がふえたというこ

とが要素でございます。

続いて、76ページです。こちらは、町税の推移を載せてございます。町税全体としましては、このグラフにありますように17年度から横並びできたのが下がって、また横に進んで、27年度下がるということになっております。税目ごとには右のページにございます。ここで2つぐらい、一番上の折れ線グラフ、個人町民税と書いているグラフでございます。ぐんと下がってきてございまして、26と27ということで差額760万円ほど下がる予定でございます。また、グラフの2,000万円のほう、法人町民税の部分ですが、こちら26、27では下がってくるということで、予想としては410万円ほどの減ということでございます。今言った数字につきましては、27年度の見込みの金額に対しての対比でございます。

続いて、78ページです。交付税などの推移を載せております。この棒グラフのうち、普通交付税の部分、黒く塗っている部分を見ていただきたいのですが、平成25年度16.9と載せております。16億9,000万円、これが26年には16億5,000万円、新年度は16億4,000万円ということで、ちょっとずつ減ってきてございます。25年度の左側、H25の左にH21と載せておりますが、H24です。棒グラフの右から4番目、下に示しているH23、24、25、ミスプリです。済みません。

続いて、79ページです。79ページもH23の次が21となっておりますが、H24です。済みません。一般財源の推移でございますが、折れ線グラフの一番上、一般財源合計ということで、26と27比べてみますと上向きでございますが、これにつきましては診療所の補助金やグループホームの補助金の返還金、これ一般財源と捉えておりますので、その部分がふえたということでございます。

最後に、80ページです。こちらには各種基金の残高の推移を載せてございます。上のグラフでいいますと、26と27を比べてみますと下がっております。26年度13億6,400万円、27年予算では12億6,300万円ということで、合計1億100万円ほど下がるということになってございます。

以上、一般会計の予算の説明でございましたが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明途中ですが、ここで15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時15分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、議案第7号 平成27年度古平町国民健康保険事業特別会計予算の説明を求めます。

○民生課長（和泉康子君） 議案第7号 平成27年度古平町国民健康保険事業特別会計予算につきまして説明を申し上げます。

予算書と予算説明書を使ってご説明申し上げます。まず、予算説明資料の84ページ、85ページをお開きください。平成27年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億100万円で、前年度比200万円減となっております。

次に、予算を左右する医療費の状況についてご説明いたします。90ページ、91ページをお開きください。一番上の表、(1)、医療給付費ですが、この表の計欄をごらんください。91ページ、平

成22年度4億6,418万6,000円がピークで、23年度、24年度と減少しております。そして、25年度が微増であり、26年度もさらに微増の3億9,874万5,000円の見込みでございます。次に、3番目の表、(2)、高額療養費、こちらもの計の欄を見ていただいても同様に、23年度の計6,680万2,000円をピークに、24年度は減少、25年度は微増、それから26年も若干の増加が見込まれております。今回の27年度予算につきましては、過去5年間の平均伸び率等を勘案しての計上となっております。

それでは、歳出からご説明しますので、予算書の266ページ、267ページをごらんください。1款1項1目一般管理費1,795万6,000円でございますが、2節給料から4節共済費までは職員2名分の人件費で、7節賃金は特定健診を勧奨するための専門知識を持った臨時職員分です。これは、管理栄養士を想定しております。こちらは、平成26年度からの計上となっております。8節報償費から13節委託料までは、後志広域連合からの町への委託事業であります特定健診事業であります。また、国保システム等に関する経費を見込んでおり、前年度比87万6,000円増となっております。これは、13節委託料の1つ目、社会保障・税番号制度システム整備事業委託料202万円の追加と国保システム改修等の減額によるものでございます。人件費の内訳につきましては、後ほど給与費明細書をごらんください。

次に、2目広域連合負担金でございますが、1億8,125万4,000円となっております。ここで後志広域連合負担金の積算の内容についてご説明いたしますので、再び説明資料に戻っていただきまして、86ページ、87ページをごらんください。ちょっと字が小さいのですが、ここでは後志広域連合の積算をもとに古平町が負担すべき広域連合の負担金を前年度との比較の形で掲載しております。後志広域連合の負担金は、歳出から歳入を引いた額となっております。まず、87ページ、歳出の表、一番下、備考欄に②と書かれている歳出の合計欄ですが、27年度の額7億4,269万4,000円から86ページ、上の表の一番下、備考欄に①と書かれている歳入小計の欄の27年度の額5億6,144万円を差し引きますと、その下の表、②引く①と書かれている欄の1億8,125万4,000円が27年度に古平町が負担するべき額となります。前年度と比較して337万5,000円の減となっておりますが、その内容といたしましては歳出のほうで2款の保険給付、3款後期高齢者支援金等、6款の介護納付金が減となっており、7款の共同事業拠出金が7,111万6,000円増となっております。これは、共同事業であります保険財政共同事業と高額医療費共同事業のうち、前段で申しました保険財政共同事業が見直されまして30万から80万円までの医療費を対象として拠出金及び交付金を算出しておりましたが、30万円からを1円からとし、対象額を拡大したことにより拠出金が大きく増額となっております。よって、歳出合計では前年度比5,938万2,000円の増額となっております。

一方、歳入、86ページです。歳入は、2款国庫支出金、3款療養給付費等交付金、4款前期高齢者交付金、5款の道支出金が減となったものの、これも同じく6款の共同事業交付金が1億598万6,000円の増となっております。こちらも歳出で述べましたとおり、保険財政共同事業の対象額拡大により増となったものでございます。よって、歳入小計で6,275万7,000円の増額となっております。

結果的に歳入の増額分が歳出の増額分を上回ったことにより、分賦金が前年度よりも減額となっております。

再び予算書に戻りまして、268ページ、269ページをお開きください。2項徴税费につきましては、

納税通知書発行にかかわる印刷製本費、保険税の口座振替手数料、郵便料などを計上しております。

3項審議会費では、当町における国保税審議会の経費を計上しております。

272ページ、273ページをお開きください。3款諸支出金につきましては、過年度に納付された保険税の還付金や還付加算金でございます。

次に、歳入をご説明いたします。252ページ、253ページをごらんください。1款1項国民健康保険税9,164万8,000円で、前年度比771万5,000円の減額となっております。保険料の算定状況につきましては、説明資料88、89ページに掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、258ページ、259ページをお開きください。3款1項他会計繰入金でございますが、前年度比557万6,000円の増となっております。繰入金の内訳は説明欄に記載のとおりですが、3つ目の職員給与費等繰入金は当町の職員の国保担当の人件費の財源に充当され、それ以外の繰入金は1款の国民健康保険税と合わせまして後志広域連合負担金に充当されることとなっております。なお、8節財政支援繰入金ですが、これは昨年度当初予算におきまして3,650万円でしたので、530万円の増ということになります。前年度に引き続き、このような不足額を一般会計で補填することとした予算となっております。

続いて、262ページ、263ページをお開きください。5款3項の雑入につきましては、歳出でも述べましたが、後志広域連合からの特定健診事業の受託収入でございます。

以上で平成27年度国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 続いて、議案第8号 平成27年度古平町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

○民生課長（和泉康子君） 議案第8号 平成27年度古平町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

また予算書と予算説明資料を使ってご説明申し上げます。まず、説明資料の94ページ、95ページをお開きください。上のほうの総括表ですが、平成27年度予算総額は歳入歳出それぞれ6,350万円で、前年度比840万円の減となっております。

それでは、歳出からご説明いたしますので、予算書の318ページ、319ページをごらんください。1款1項総務管理費の830万円につきましては、2節給料から4節共済費まで職員1名分の人件費、12節役務費は主に毎年更新いたします被保険者証にかかわる郵送料でございます。13節委託料の2つ目、後期高齢者医療広域連合より委託を受けて実施します高齢者健康診査業務委託料、後期システム保守委託料などを計上しております。前年度比で512万9,000円の減となっておりますのは、13節委託料、説明欄の3つ目、社会保障・税番号制度システム整備事業委託料134万円の増額に対しまして、北海道後期高齢者医療広域連合と連携して業務を行っております自庁システムの改修が平成26年で完了したことによりまして、後期高齢者システム更新業務の委託料677万2,000円の減額となったことが大きな要因となっております。人件費の内訳につきましては、後ほど327ページからの給与費明細書をごらんください。

次に、2項徴税费は、保険料の決定通知の印刷製本費と郵便料を計上しております。

次のページをごらんください。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金5,442万3,000円につきましては、北海道後期高齢者広域連合の積算に基づきまして保険料相当分として3,029万9,000円、事務費に相当する共通経費分として190万5,000円、保険基盤安定負担金分2,221万9,000円の合計額となっております。前年度比331万5,000円の減額は、被保険者数等に大きな増減はありませんが、広域連合の積算方法に変更が生じたことが要因となっております。

次のページ、3款諸支出金です。諸支出金につきましては、過年度に納付された保険料の還付金及び還付加算金でございます。

次に、歳入をご説明しますので、306ページ、307ページをお開きください。1款1項後期高齢者医療保険料でございますが、前年度比352万6,000円減の3,033万9,000円となっております。

説明資料の94ページ、95ページをお開きください。下の段の表です。94ページの(1)、料率の記載のとおり、27年度に均等割、所得割、限度額の変更はなく、その下の(2)、被保険者数は806名と微増であります。歳出の広域連合納付金でも述べましたが、広域連合による推計方法の変更が生じたためのものでございます。

再び予算書に戻っていただきまして、310ページ、311ページをお開きください。3款1項一般会計繰入金でございますが、前年度比488万2,000円減の3,200万5,000円となっております。繰入金の内訳は説明欄に記載のとおりですが、職員給与費等繰入金は職員1名分の人件費の財源に充当されます。広域連合共通経費繰入金と2つ下の保険料の軽減措置分に対する保険基盤安定繰入金は、1款の後期高齢者医療保険料とあわせて後期高齢者医療広域連合への納付金にそれぞれ充当されることとなります。

なお、保険基盤安定繰入金の2,221万8,000円につきましては、道が4分の3、町が4分の1を負担しております。その他事業繰入金は、古平町の事務費として徴税費等の財源に充当されます。

314ページ、315ページをお開きください。5款3項受託収入でございますが、歳出でも述べましたとおり、高齢者健康診査業務受託収入として北海道後期高齢者医療広域連合から交付されるものでございます。

4項の償還金及び還付加算金30万1,000円は、歳出で説明いたしました過年度保険料の還付金の財源として後期高齢者広域連合から還付されるものでございます。

以上で平成27年度古平町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（逢見輝統君） 続いて、議案第9号 平成27年度古平町簡易水道事業特別会計予算の説明を求めます。

○建設水道課長（本間好晴君） それでは、予算書をもとに説明いたしますので、予算書の341ページをごらんください。簡易水道特別会計の予算の総額につきましては、第1条に記載のとおり、総額を1億8,200万円としたものでございます。これを対前年度と比較いたしますと1,100万円の増となっております。

では、まず歳入予算から説明をいたします。356ページをお開きください。この会計の指標となる水道使用料でございますが、現年分、過年分合わせまして対前年比305万9,000円減の1億221万3,000円を見込んでございます。昨年2月の水産加工業者の倒産、廃業、そういったことから、当初予算

ベースで比較いたしますと300万ほどの減とならざるを得ないところでございます。

次に、358ページ、国庫補助金でございますが、今年度につきましては昨年同様800万円を計上してございます。これは、継続で実施しております配水管の逐次更新の補助金でございます。

次に、362ページの一般会計からの繰入金でございますが、対前年比148万2,000円増の2,469万4,000円で、これは過疎債と簡水債の交付税措置されている分の一般会計からの繰入金でございます。

それから次に、基金繰入金につきましては、財源不足となる額を国からの繰り入れで補っております。対前年比1,218万7,000円増の2,052万4,000円を計上したところでございます。

次に、368ページ、簡易水道事業債、借入金でございますが、これも昨年同額の1,900万円で、配水管整備に充てる起債でございます。

次に、歳出予算、372ページをごらんください。1款1項1目の一般管理費、対前年比322万3,000円増の3,335万8,000円を計上してございますが、この増額の要因といたしましては、375ページの上から2段目の公課費、消費税の予算632万2,000円を計上してございますが、ご承知のとおり平成26年度から消費税が5%から8%という引き上げになったことから、消費税納付金もふえるということでございます。概要的に説明いたしますと、消費税の納付金の額につきましては翌年度に決算が確定するというので、翌年度にその消費税も確定になります。ということで、中間納付をして翌年度に精査すると、そういった仕組みでございます。平成27年度の予算におきましては、平成26年度の消費税、前年分の消費税の精算分、これが360万ほどと見込んでおります。さらに、平成27年度に中間納付すべき額、これが260万ほど、合わせまして630万ほどの消費税を歳出に計上したところでございます。

次に、376ページの施設費の浄水施設管理費、対前年比703万2,000円増の2,885万円を計上してございますが、この増加の要因といたしましては、377ページの一番下でございます水管橋と取水ゲートの架台、鉄製の橋、それから架台が鉄製のものをつくられておりますが、これの塗装をし直すという経費を新規に計上したところによる増額でございます。

次に、380ページ、公債費でございますが、元金が194万7,000円増の7,166万7,000円、利息につきましては125万1,000円減の990万1,000円の償還金を計上したところでございます。

以上、歳入歳出予算についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 続いて、議案第10号 平成27年度古平町公共下水道事業特別会計予算の説明を求めます。

○建設水道課長（本間好晴君） ただいま上程されました平成27年度古平町公共下水道事業特別会計予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の409ページをごらんください。歳入歳出予算の総額は、2億5,300万円を計上してございます。対前年比、比較いたしますと900万円の減となっております。

まず、歳入予算についてご説明を申し上げます。424ページ、下水道使用料でございます。下水道は、供用開始以来接続戸数が穏やかな増加をしておりますことから、対前年比103万9,000円増の

2,838万6,000円を計上したところでございます。

次に、426ページの国庫補助金でございしますが、今年度の補助金につきましては650万円を見込んでございます。これは、下水道施設の長寿命化計画策定経費を2分の1の補助金を受けて作成することとしてございます。その補助金650万円でございます。

次に、430ページの一般会計からの繰入金でございしますが、対前年比1,143万7,000円増の1億5,360万7,000円でございます。ルール分、それから赤字補填分合わせまして1,100万ほどの増額計上となったところでございます。

次に、436ページの町債でございします。平準化債の借入金額につきましては、対前年比2,380万円減の6,440万円としたところでございます。公債費の償還額が減少したことから、資本費平準化債の借り入れも減少するものでございます。

次に、歳出予算でございしますが、440ページでございします。総務費の一般管理費、対前年比290万4,000円増の2,549万8,000円を計上したところでございます。この増加要因といたしましては、消費税の支払い額の増額でございまして、443ページに27年度の予算といたしまして消費税納付金561万4,000円を計上してございます。これも先ほどの簡易水道と同じような説明になりますが、平成27年度の予算におきましては平成26年度分の消費税の精算分、これを約330万と平成27年度の間納付額約230万、合わせまして560万ほどの予算を計上したところでございます。

次に、444ページの2款1項1目の施設費、対前年比489万1,000円増の1,393万6,000円を計上してございます。これは、先ほど歳入で申し上げました13節委託料の下水道施設長寿命化計画策定業務委託1,300万円、これを計上したところによる増加でございします。昨年度はこの科目におきまして事業認可の策定委託810万円を計上しておりましたので、その差額がふえたというところでございします。

次に、446ページの公債費、元金償還、利息償還額でございしますが、元利合わせまして1,617万3,000円減の1億7,563万7,000円と見込んで予算計上したところでございます。

以上、歳入歳出予算についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

それから、先ほど簡易水道会計のほうで1つ重要な点を説明し忘れたことがあり、この場をかりて追加で説明をさせていただきたいのですが、簡易水道会計の346ページをごらんください。債務負担行為予算ということで第2表に記載してございしますが、管路条情報システム導入に係る債務負担行為として平成27年度から32年までの5カ年を期間とする費用916万円を計上してございます。この管路条情報システムと申し上げますのは、古平町内に走っている配水管約4万3,000メートルでございます。それとその配水管から検針するためのメーターまでの給水管、これの俗に管路網図と言いますが、それを電子化したいと、そういうための経費を27年度に契約して、実質5年間の債務負担を組んで支払っていくと、そういった予算を計上させていただきますので、この点につきましてもご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（逢見輝続君） 続いて、議案第11号 平成27年度古平町介護保険サービス事業特別会計予

算の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） それでは、議案第11号 平成27年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算について提案理由の説明をいたします。

予算書と予算説明書両方使って説明させていただきます。まず、予算説明書118ページをごらん願います。平成27年度の予算は、歳入歳出それぞれ5,050万円とするものであります。平成26年度の当初予算と比べると380万円の増額となっております。これは、歳出では介護予防支援事業費において予防プランの作成を担当する職員の人事異動に伴い、人件費の増、歳入では一般会計繰入金が増が主な要因となっております。

それでは、詳細について説明いたしますので、予算書494、495をお開きください。1款1項1目通所介護事業費、役務費、これについては口座振替手数料、利用なさった方の利用料について口座振替にいただくための手数料でございます。それから、13節委託料につきましては、指定管理料ということで、500ページ、501ページをお開きください。これは、古平町社会福祉協議会のほうにデイサービス事業の指定管理を行っている予算でございます。3,037万5,000円で、前年比28万円の増となっております。増の要因としては、人件費で56万8,000円、これはベースアップ等の関係でございます。減要素としましては、26年度送迎車の車検があって、その分17万8,000円、それと備品、パソコンを入れかえております。この分が11万円の減額でありまして、差し引き28万円の増となっております。詳細については、まず2節給料から4節共済費につきましては局長の人件費2分の1、それから相談員が4分の1、管理係職員が2分の1、それから看護師1名分、それからケアワーカー3名分の人件費となっております。なお、局長の2分の1の経費でございますが、議員皆様ご承知のとおり、前任の局長が12月いっぱいをもって退職されております。その後の4月からの局長についてはまだ決定してございませんが、その状況によってこの金額については多少の変更がある可能性がございます。それと、7節賃金については、代替職員ケアワーカー2名分、それと送迎車両の運転手1名分の賃金となっております。それから、特筆的には、13節委託料の中で人員派遣委託料については看護師が休暇等をとった場合に人材派遣をお願いする分の委託料でございます。

ページ戻っていただきまして494ページ、495ページをお開きください。2目短期入所生活介護事業費、これの中で特筆的なものとして12節役務費に電子証明書発行手数料1万4,000円を計上してございますが、これは国保連への給付費請求事務に当たって現在ISDN回線を使って請求行為を行っておりますが、27年度からはインターネット回線を使っての請求行為に変更いたします。この電子証明書手数料というのは、インターネット回線を利用する最初にシステムを起動させるための登録手数料的なものであります。これは、3年ごとに更新が必要となる経費でございます。なお、このシステム、短期入所生活介護事業費のほうで見えておりますが、そのほかデイサービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業の請求の部分でも使えるものでございます。この請求行為を行っているシステム、パソコン1台で行っておりますので、ほかの事業でも使えるものでございます。

それから、2項1目居宅介護支援事業費、こちらについては職員1名分の人件費となっております。ちなみに、この3月現在で16名の方のケアプランの支援を行っております。

次に、496ページ、497ページをお開きください。12節役務費で住民票取得手数料とございますが、

これは新規利用の方で独居高齢者加算を算定するために住民票の取得が必要で、3人分を想定してございます。

それから、3項1目介護予防支援事業費、こちらにつきましては職員1名分の人件費が主な予算となっております。冒頭でもお話ししたとおり、職員の人事異動に伴って26年度予算組みをした当時には係で組んでおりましたが、その後の人事異動により係長クラスの間が担当することになりますので、それで人件費の違いで増加になってございます。ちなみに、この3月現在で37人の方の予防プランの支援を行っております。それと、13節委託料、予防プラン作成業務委託料7万8,000円でございますが、これは町内、古平町に住所を置いておりますが、町外にたまたま居住なさっている方の予防プランをそのまのほうに委託するものであります。予算内訳としましては、1年間の方1件分、それから半年分の方1件分を想定しております。26年度の実績としましては、1カ月間の方が1件、それから3カ月間の方が1件ありました。

続きまして、歳入の説明をいたします。484ページ、485ページ、それと予算説明書の119ページをお開きください。1款1項1目居宅介護サービス費等収入、1節通所介護費収入につきましては、まず障害者デイサービス収入、こちらにつきましてはほぼ人数的には26年度と同様で考えおります。それと、その下、通所介護費収入につきましては、26年度に比しまして300人程度減少させて想定してございます。生きがい通所収入については、昨年と同程度で考えております。その内容について説明資料119ページをごらんください。上のほうから、通所介護、それから介護予防通所、真ん中辺に生きがい通所、障害者デイサービスの内訳を載せてございます。次に、2節居宅介護支援サービス計画費収入、これはケアプランの作成に係る収入でございます。昨年同様12名の方で計算してございます。3節短期入所生活介護費収入につきましては、ショートステイの利用の関係でありまして、説明資料120ページに詳細を載せてございます。

それから、2目介護予防サービス費収入、1節介護予防支援サービス計画費収入、これについては最近の利用者増を考えまして、昨年より年間で84名、実質7名程度の増を見込んで予算計上してございます。

2項1目自己負担金収入につきましては、1目と同じような理由で計上してございます。

それから、486ページ、487ページをお開きください。対前年比374万9,000円増の1,217万6,000円を計上しております。一般会計繰入金でございます。歳出のほうでご説明しました予防の分での人件費の増に見合う関係で、それと歳入歳出の差額を考えまして1,217万6,000円の計上としております。

それから、予算書504ページ、505ページ、513ページまでです。人件費の給与費明細について掲上しておりますので、後ほどごらん願いたいと思います。

あと、説明資料の122ページ、123ページにはサービス事業それぞれの収入と支出の財源構成について載せてございますので、後ほどお目通し願います。

同じく説明書124ページには、サービス事業の概要について記載してございますので、お目通し願いたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたし

ます。

○議長（逢見輝統君） 以上で日程第5、議案第6号 平成27年度古平町一般会計予算から日程第10、議案第11号 平成27年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算までの説明が終わりました。

本件については、例年全員で構成する予算審査特別委員会を設置して審査しているところでございます。

お諮りします。本件は、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号から議案第11号までは、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

#### ◎散会の宣告

○議長（逢見輝統君） これで本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時03分

上記会議の経過は、書記  
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員